

令和3年2月

美里町教育委員会定例会議事録

令和3年2月教育委員会定例会議

日 時 令和3年2月26日（金曜日）

午後1時30分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎202大会議室

出席者 教育委員（5名）

	教 育 長	大 友 義 孝
1 番	教育長職務代理者	後 藤 眞 琴
2 番	委 員	佐 藤 キ ヨ
3 番	委 員	留 守 広 行
4 番	委 員	大 森 眞智子

欠席なし

説 明 員 教育委員会事務局

教育次長兼教育総務課長 兼学校教育環境整備室長	佐 藤 功太郎
課長補佐兼総務係長 兼郷土資料館長	藤 崎 浩 司
学校教育専門指導員	阿 部 毅
青少年教育相談員	門 脇 宏
特別支援教育専門員	伊 藤 淳
教育総務課主事	青 山 裕 也
教育総務課主幹兼管理係長	阿 部 秀 樹
教育総務課主事	竹 川 洗
教育総務課主事	伊 藤 大 樹

傍 聴 者 なし

議事日程

- ・ 令和3年1月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議席の指定

第 2 議事録署名委員の指名

・ 報告

第 3 教育長報告

第 4 報告第 5 4 号 令和 3 年度美里町施政方針について

第 5 報告第 5 5 号 区域外就学について

第 6 報告第 5 6 号 指定校の変更について

第 7 報告第 5 7 号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（1 月分）について

第 8 報告第 5 8 号 公立・私立中学校及び高等学校の受験状況について

第 9 報告第 5 9 号 基礎学力向上等について

第 1 0 報告第 6 0 号 美里町学校給食運営審議会の答申について

・ 審議事項

第 1 1 議案第 2 4 号 美里町学校給食費に関する条例施行規則の一部改正について

第 1 2 議案第 2 5 号 子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等に係る連携施設に関する協定書の締結について（小規模保育事業施設おひさま第二保育園（仮称））

・ 協議事項

第 1 3 令和 2 年度美里町議会 3 月会議について

第 1 4 美里町新中学校整備等事業について

第 1 5 美里町近代文学館長寿命化計画の改訂について

第 1 6 第 2 期美里町教育振興基本計画の策定について

第 1 7 美里町学校給食費について

第 1 8 美里町立学校管理に関する規則第 3 条第 1 項第 7 号に規定する美里町教育委員会が定める休業日について

第 1 9 美里町奨学資金貸付条例施行規則の一部改正について

第 2 0 放課後児童クラブに伴う教育財産の取扱いについて

第 2 1 意見交換会開催に向けての提案について

・ その他

行事予定等について

令和 2 年度美里町立小中学校卒業式及び幼稚園修了式について

令和 3 年 3 月教育委員会定例会の開催日について

・ 閉会

本日の会議に付した事件

- ・ 令和3年1月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議席の指定

第 2 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 3 教育長報告

第 4 報告第54号 令和3年度美里町施政方針について

第 9 報告第59号 基礎学力向上等について

第10 報告第60号 美里町学校給食運営審議会の答申について

- ・ 審議事項

第11 議案第24号 美里町学校給食費に関する条例施行規則の一部改正について

第12 議案第25号 子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等に係る連携施設に関する協定書の締結について（小規模保育事業施設おひさま第二保育園（仮称））

- ・ 協議事項

第13 令和2年度美里町議会3月会議について

第14 美里町新中学校整備等事業について

第15 美里町近代文学館長寿命化計画の改訂について

第16 第2期美里町教育振興基本計画の策定について

第17 美里町学校給食費について

第18 美里町立学校管理に関する規則第3条第1項第7号に規定する美里町教育委員会が定める休業日について

第19 美里町奨学資金貸付条例施行規則の一部改正について

第20 放課後児童クラブに伴う教育財産の取扱いについて

第21 意見交換会開催に向けての提案について

- ・ その他

行事予定等について

令和2年度美里町立小中学校卒業式及び幼稚園修了式について

令和3年3月教育委員会定例会の開催日について

【以下、秘密会扱い】

・ 報告

第 5 報告第 5 5 号 区域外就学について

第 6 報告第 5 6 号 指定校の変更について

第 7 報告第 5 7 号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（1月分）について

第 8 報告第 5 8 号 公立・私立中学校及び高等学校の受験状況について

午後1時30分 開会

○教育長（大友義孝） 皆さんこんにちは。

令和3年度2月の教育委員会の定例会でございます。大変お忙しいところ、お集まりをいただきました。ありがとうございます。

去る2月22日月曜日でしたが、町長から教育委員の辞令をいただきました佐藤キヨ委員でございます。皆さんにご紹介したいと思います。では、佐藤委員から自己紹介をお願いいたします。

○委員（佐藤キヨ） 佐藤キヨです。何分、退職してからこういうところに来たのは14年ぶりで、すごく緊張しています。よろしくお願いします。

○教育長（大友義孝） では、1番委員の後藤委員、お願いいたします。

○委員（後藤眞琴） 後藤です。よろしくお願いします。

○教育長（大友義孝） 3番委員の留守委員、お願いします。

○委員（留守広行） 3番委員の留守広行と申します。居住地はこの南郷地区でございます。どうぞお願い申し上げます。

○教育長（大友義孝） では、4番委員の大森委員、お願いします。

○委員（大森真智子） 大森です。居住地は不動堂のほうになります。今度小学校5年生と、それから小学校1年生に上がる子供がいます。どうぞよろしくお願いします。

○教育長（大友義孝） では、前にお話しをさせていただきました、同じく佐藤委員と一緒に辞令をいただきました大友義孝でございます。委員の皆さんとちょっと任期が異なっておりまして、3年間ということになります。皆さんと一緒にこの美里町の教育、頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いしますと思っております。

委員のほうの自己紹介は以上ということで、事務局側の職員も今日出席しておりますので、自己紹介をお願いしたいと思います。教育次長から、お願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 大変お疲れさまでございます。教育委員会の教育次長、あとは教育総務課長、あとは学校教育環境整備室長を兼務させていただいております佐藤功太郎と申します。居住地は、彫堂という行政区でございます、あっちの本庁舎の近くに住んでおります。どうぞよろしくお願いします。

○教育長（大友義孝） 課長補佐。

○課長補佐兼総務係長兼郷土資料館長（藤崎浩司） 総務係長兼務と、郷土資料館館長も兼務しております総務担当の藤崎です。出身は、小牛田地域なんですが現在は涌谷町に住んでおりま

す。今後ともよろしく申し上げます。

○教育総務課主事（青山裕也） 皆さん、お疲れさまでございます。教育総務課主事の青山と申します。出身地は、北浦の中の組出身です。今現在は、大崎市に住んでおります。何とぞよろしく申し上げます。

○教育長（大友義孝） では、教育委員会事務局のほうに先生方3名おいでいただいております。では阿部先生から申し上げます。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） 学校教育専門指導員を仰せつかっております阿部 毅と申します。昨年3月に不動堂小学校を退職いたしまして、佐藤委員のご主人の佐藤校長先生のご指導の下、本当に温かく一緒に勤めさせていただいたところでありました。本当にお世話になりました。今後ともよろしくお願いいたします。

○青少年教育相談員（門脇 宏） 青少年教育相談員の門脇でございます。教育委員会には2年間お世話になっておりまして、青少年教育相談員は今年度1年目でございます。大崎市の鶴ヶ塚在住でございます。よろしく申し上げます。

○特別支援教育専門員（伊藤 淳） 特別支援教育専門員の伊藤 淳と申します。旧古川市に在住です。昨年度まで不動堂中学校でお世話になりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。以上で、自己紹介は終了ということでございます。

それでは、ただいまから令和3年2月教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は、教育長を含め5名でありますので委員会は成立いたしております。

なお、説明員としまして教育次長兼教育総務課長、教育総務課課長補佐、それから教育委員会職員が出席いたしております。また、学校教育専門指導員、青少年教育相談員、特別支援教育専門員が出席いたしております。

それでは、本日の会議を行います。

まず、令和3年1月教育委員会定例会議事録の承認についてでございます。

既に委員の皆様方にはお目通しをいただいたと思っております。何かこの場で修正箇所等がございますればご発言をお願いしたいと思っておりますが、特によろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） それでは、またもう一度てにをはの部分ですね、確認をしながらということで、承認をいただきましたので公表していくということになります。どうぞよろしくお願いいたします。

日程 第1 議席の指定

○教育長（大友義孝） それでは、日程第1、議席の指定でございます。

委員の皆様方にお諮りをさせていただきます。さきの委員であります成澤委員は2番委員でございました。そこに佐藤委員に入っていただければいかがかなと考えますがいかがでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） よろしいですか。ありがとうございます。それでは、議席番号2番に佐藤キヨ委員に入っていただきます。それ以外の議席の番号、1番委員は後藤委員、3番委員は留守委員、4番委員は大森委員にお願いしたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思っております。

日程 第2 議事録署名委員の指名

○教育長（大友義孝） 日程第2、議事録署名委員の指名でございます。

こちらにつきましては、教育委員会の会議規則によりまして教育長が指名をさせていただきます。今回は、1番委員と2番ということですので、後藤委員と佐藤委員に署名をよろしくお願いいたします。

報告事項

日程 第3 教育長報告

○教育長（大友義孝） それでは、報告事項に入ります。

日程第3、教育長報告ということでございます。

資料は配付させていただいておりましたが、それ以外に報告事項が2件ありますので、まずお話をさせていただきます。

2月20日付で教育長が就任ということでございますので、この機に教育長職務代理者とし

まして1番委員の後藤委員にお願いしております。委員からも承諾をいただいておりますので、ご報告をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それから、2月15日に教育委員会臨時会で学校の管理職の異動の部分に関しましてご承認を賜りました。それ以降、諸般の事情がありまして、いろいろと調整をさせていただいております。一部変更がございましたので、今日報告をさせていただきます。資料につきましては、後ほど配付させていただきますのでご理解いただきたいと思います。

それでは、教育長報告の資料でございますが、今回の部分に関しまして、主な報告事項は町内の小中学校の校長会議の連絡事項、園長・所長会の連絡事項、さらに教頭会の連絡事項、そうした部分の資料を添付させていただいております。この中で、2月のこの会議の内容につきましては、主に教職員の内々示、そして内示、人事異動に関わるものがほとんどでございました。ただ、年度の最終時期になって、3学期ももう間近で終わるところでございましたので、それぞれ年度の最後の仕上げ、そして取りまとめをし、次年度へどういうふうにつないでいくか、そういったことをご指示をさせていただきましたので、ご報告させていただきます。

なお、この資料につきましては人事異動関係の資料も含んでおるために非開示資料ということになりますので、ご理解いただきたいと思います。

教育長報告の内容については、お目通しいただいたものと思っております。ご質問、ご意見があればいただきたいと思います。いかがでしょうか。特によろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、以上で教育長報告については終了とさせていただきます。

日程 第4 報告第54号 令和3年度美里町施政方針について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第4、報告第54号 令和3年度美里町施政方針について報告をさせていただきます。教育次長、お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、私からご説明をさせていただきます。

お手元に、報告第54号、令和3年度施政方針ということでご覧いただいているところだと思います。

教育委員会に関する部分につきましては、19ページから記載されているところでございま

して、24ページが一番最後の部分までというところになっております。この内容につきましては、これまでもご覧いただいて調整してきたものを、さらにこれは町長が述べる施政方針でございますので、町長部局で修正をしながらつくり上げて、この内容で施政方針を述べていくという形になってございます。今回、3月2日から議会が開催されまして、その中でこれを町長の所信として述べられる、施政方針として述べられるということでございまして、これ最終のものでございますので、今回ご報告ということで、議題として上げさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。では、この件について、委員の皆さんからご質問等ございましたら伺いたいと思います。いかがですか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） では、報告済みということで、ご理解いただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、日程第5に入りますけれども、日程第5の報告第55号から日程第8の報告第58号までは、内容的に見ますと秘密会にふさわしい内容ではないかと考えてございます。

お諮りいたします。日程第5から日程第8まで、秘密会ということにさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。それでは、事務局、秘密会の部分でございますのでよろしくお願いいたします。

これから先、公開の会議ということになります。もうすぐ1時間たちますので、ここでちょっと休憩をさせていただければと思います。再開は、あの時計2時30分から再開ということにさせていただきます。では、休憩に入ります。

休憩 午後2時25分

再開 午後2時30分

○教育長（大友義孝） では、再開をいたします。

日程 第9 報告第59号 基礎学力向上等について

日程第9、報告第59号 基礎学力向上等について報告をさせていただきます。では阿部先生、お願いいたします。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） では、私から続きまして基礎学力向上等ということで、本日付け配布させていただいた資料につきまして、さきに配付をしていました主要行事予定、A3の物ですね、これを確認しておりましたところ修正箇所が見つかりましたので差し替えをお願いしたいと思います。それから、今回ちょっとまとめまで間に合わなかった学習生活習慣調査につきまして、一応全体の傾向的な部分だけはまとめましたので、参考資料としてご覧いただいて、3月に年間のまとめ、総括をさせていただきたいなと思っております。

それでは、まず1つ目の資料の2学期制関連につきましてなんですけれども、来年度の試行という形の実施に向けまして、学校への休業日等の設定について、変更届という形で学校から出していただくということを要請するため、校長宛てに正式に通知をいたしました。届けのほうの内容につきましては、夏季休業の3日間の短縮についてということになります。なお、表に示したとおり、秋季休業日というものにつきましても、まだ試行期間ということで、正式に令和4年度からの美里町立学校管理に関する規則改正の前の仮の名称ということになっています。11日、スポーツの日の関係で11日と12日というこの2日間は、令和3年度は教育委員会が定める休業日ということで、町内小・中学校一斉で休みとなって、土日を含む4日間の秋季休業期間、秋休みという期間が設けられるということになっております。その報告でございませう。

続きまして、令和2年度の宮城県児童生徒学習意識等調査結果につきまして、冊子化したものを資料の2つ目としてご提示しております。前回は、宮城県の示す5つの提言の部分について話をさせていただいたわけですけれども、今回の資料の中の部分をちょっと確認してございませう。

すと、まず4ページ目に児童生徒と学校の認識に乖離が見られるものという中に、やはり児童生徒への積極的な声かけ、励ましという点があります。これは、教師側はしっかりとやっているというものの、児童生徒側からはそれをしっかり受け止めていないというケースがあるという状況でございます。やはりこういうあたりは、ただ声をかければよいというものではなくて、日常からのやっぱり信頼関係の中で声をかけていったり、タイミングというものをちゃんと教師側がしっかり認識しながらやっていかないと、やればよいというものではないのかなと。そのあたりというのは非常に、教師のスキルの部分もあるとは思いますが、そのあたりを今後きちんと注視していかなければならないかなと感じていたところでございます。

それから、6ページ目には、基本的な生活習慣と関連する事項というのがございます。本町で行っている学習生活習慣調査のノーゲームデーとノースマホデー等の結果などがなかなか向上しないというものは、これは県全体でも同様な状況になっているということが確認できます。かなり長時間にわたってゲームをしているという時間の使い方をしているということが傾向として見られます。それが、ひいては生活を乱しあるいは学習意欲に関わるということになるかと思えます。

7ページには、自尊意識・規範意識に関連する事項、そして8ページにはボランティア活動と関連する事項等がございますけれども、子供は頭では人の役に立つ人間になりたいとか、困っている人を助けてあげたいということは分かっているんだけど、なかなかそれが行動に移せなかったりして、その自分への、つまり自信が、本当はやりたいんだけどできないという、自信がなくなってしまうような部分もあるのではないかと。こういった部分は、学校の中でやはり失敗を恐れなくて体験させるというような活動が大切になってきているのではないかと感じているところでございます。

最後になりますが、9ページのICT機器の活用については、児童生徒はICT機器を授業の中でもっと活用したいという意識が高いということです。これにつきましては、次年度からタブレットの導入が始まりますので、その効果的な使い方というものをしっかりと検討して、そういった要求に応えていかなければならないなと感じているところでございます。

何かお感じのところがありましたら、ご意見をお願いしたいと思います。

続きまして、令和3年度の町内幼・保・小中学校の主要行事予定についてはご確認いただきたいと思います。小中学校では、2学期制という中で非常に大胆にといたしますか、いろいろと行事の調整をしていたようでございます。中には、2泊3日の宿泊体験学習が1泊になったり、そういったところもございますけれども、よりゆとりと達成感のある年間の教育活動という

ころを目指しているようでございます。3月10日前後にはおおむね固まるので、その後、次回には詳細のところをまとめてご提示したいと思っております。

4つ目は、令和3年度の指導主事学校訪問、園訪問の日程でございます。表にも、そちらの第一希望が叶いまして、このような日程になっております。特に、幼稚園のほうでは10月22日、大崎地区の公開研究会がなんごう幼稚園で行われるということもありまして、指導主事訪問は前半にということで決定しているところでございます。

では、最後、その他の部分なんですけれども、後で日程第16のところでは美里町の教育振興基本計画の策定という部分の話があると思っておりますが、令和3年度の美里町の教育の教育基本方針等につきましては、こういった教育振興基本計画と整合性を持たせて見直していかなければならないと考えております。次回のときにお示ししていくように進めていきたいと思っております。また、それに併せて学校教育の重点努力事項ということで、今各学校から評価が上がってきておりますので、それらをまとめたもの、そしてまた次年度に向けて若干変更せざるを得ないことも、やっぱり目標等の設定が教育振興基本計画とちょっと変わってきていますので、そこのところの修正をしたものを整えなければならぬと思っております。同じく、学校教育力アップの具体策についても、できるだけそれらの具体策の結果が日常の学習とか生活の結果に表れるような形にしていかなければならないかなと思っております。3月の定例会のときにまとめてということになってしまいますけれども、そういった方向でよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。最後の部分については、参考資料ということになるかと思っております。この辺についても、項目的にそれでいいのかという問題もありますので、次回その辺、協議してまいるといことにしたいと思っております。

また、学校行事、幼稚園も含めてですけれども、行事調整会議等でいろいろ議論していただいて、日程がほぼ固まりつつあるというところですので。そういった中であっても、今度は幼稚園のほうの公開研究がなんごう幼稚園で令和3年度行われるということでございますので、委員の皆さんもぜひ参加をしていただいて、公開研究会ですので、先生方がいっぱい来ますので、そういったことでこれまで取り組んできましたので、どうぞそのときはまたご案内させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

報告第59号についてでございますが、今の話の中でご意見、ご要望ございますか。後藤委員、どうぞ。

○委員（後藤眞琴） 生徒学習意識等調査結果については、4ページなんですけれども、先ほど阿部先生がおっしゃいましたところなんですけれども、これどうして子供たちと先生にこのような差が生じるのか。僕は、各学校の先生方にそれがどうして生じるのか、どんなふうを考えておられるのか聞いて、もし差し支えなかったら聞いていただいて、ご報告をお願いしたいと思うんですけれども。これ、ある意味で、生徒が先生を信頼していないようなふうにも取れないこともないんじゃないかと。教育の基本的なところは、子供たちが先生を信頼できなかったらまず学校行くにも嫌だし、授業もまじめに聞いていられないんでないかと思うんですよね。ですから、これ一番肝心なところだと思いますので、よろしくお願いします。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） そのあたりのところ聞き取りをしたいと思います。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。我が町の結果がまだなんですけれども、宮城県の結果がこういう、あまり美里町も変わっていない結果が出ている状況なので、なぜ開きが大きいかと、4月から取り組む信頼貯金というものをつくることもやろうとしているときに、ぜひ子供たちと先生の信頼関係を築いていくということもすごく重要なことだと思いますので。阿部先生、ぜひ、その辺お願いしますね。（「分かりました」の声あり）

もし、よろしければ、以上でこの件については報告済みということにさせていただきます。
よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

第10 報告第60号 美里町学校給食運営審議会の答申について

○教育長（大友義孝） 日程第10、報告第60号 美里町学校給食運営審議会の答申について報告をさせていただきます。お願いします。

○教育総務課主事（竹川 洸） 教育総務課の竹川です。私から、報告第60号 美里町学校給食運営審議会の答申について報告させていただきます。

資料については、報告第60号 美里町学校給食運営審議会の答申についてと記載のある資料をご覧になっていただければと思います。

令和3年2月17日に開催されました令和2年度第2回美里町学校給食運営審議会において、令和3年度学校給食用食材の取引業者について諮問したところ、別紙のとおり答申を受けまし

た。答申の内容につきましては、配付させていただいた資料に写しをつけさせていただいておりますので、ご覧になっていただければと思います。

内容につきましては、諮問した業者のとおり承認いただいたところの答申の内容になっております。

学校給食用の食材の取引業者については、美里町学校給食調理施設運営規則第4条の規定により、美里町学校給食運営審議会の答申に基づき、教育長がこれを決定することとなっております。令和3年2月19日に答申に基づき答申書記載の業者で決定したため、報告させていただきます。

この報告については以上になります。よろしく申し上げます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。報告と説明でございました。何か意見はございますでしょうか。

では、審議会の答申のとおり決定させていただいたということをご報告でございます。よろしく願いいたします。

ではこれで報告済みとさせていただきます。

審議事項

日程 第11 議案第24号 美里町学校給食費に関する条例施行規則の一部改正について

○教育長（大友義孝） それでは、審議事項に入ります。

日程第11、議案第24号 美里町学校給食費に関する条例施行規則の一部改正について、審議をいただきます。では、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課主事（竹川 洸） では、私から議案第24号 美里町学校給食費に関する条例施行規則の一部改正についてご説明させていただきます。

資料は、議案をお配りさせていただいております。ご覧になりながら聞いていただければと思います。

本件に関しまして、既に前回の定例会にて協議の場を持ちましてご説明をさせていただきました次第でございます。議案書に掲載しているものが改正の条文でございます。内容につきましては、掲載のとおりとなっております。

提案理由としましては、食材の仕入れ価格の上昇等から学校給食費の1食当たりの単価を改

定するほか、現行の事務手続に即した所要の改正を行うものとなっております。

なお、総務課による審査につきましても全て終えているものでございますので、ご覧いただきまして審議賜りますようよろしくお願いいたしますと思います。

以上になります。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。今、説明がありましたように、これまで教育委員会の場でいろいろと協議をいただきました。その中で、最終的に法令担当のほうの審査も踏まえて、今回の審議事項、議案提案ということになった次第でございます。

では、これより議案第24号の質疑を賜りたいと思います。質疑ございませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 質疑はないようでございますので、質疑を終結させていただきます。

次に討論に入ります。討論ありますか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 討論もないようでございますので、討論も終結をさせていただきます。

それでは、採決に入りたいと思います。議案第24号 美里町学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、提案のとおり承認したいと思いますが、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。挙手全員でございます。したがって、議案第24号につきましては可決いただきました。ありがとうございました。

日程 第12 議案第25号 子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等に係る連携施設に関する協定書の締結について（小規模保育事業施設おひさま第二保育園（仮称））

○教育長（大友義孝） では、続きまして、日程第12、議案第25号 子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等に係る連携施設に関する協定書の締結について（小規模保育事業施設おひさま第二保育園（仮称））審議をいただきたいと思います。

それでは、議案の提案理由をお願いします。青山主事、お願いします。

○教育総務課主事（青山裕也） では、議案第25号 子ども・子育て支援新制度における家庭

的保育事業等に係る連携施設に関する協定書の締結についてご説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

まず、本件に係る議案内容につきまして、既に1月定例会の協議事項としてご説明、協議させていただいた次第でございます。その後、内容については変更はございません。また、あわせて今回の議案書の一番最後に、正式に依頼書という形で小規模保育事業者より依頼を頂戴したものを写しという形で添付しておるところでございますので、今回、こちらの正式なものを基に、こちらの事業者から家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条、こちらに基づきまして、連携協定書を締結したい旨の依頼があったため、別添のとおり協定書(案)のとおり締結したいものであるというものでございます。何とぞ審議、可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○教育長(大友義孝) ありがとうございます。説明を終わりますが、この件につきましても、教育委員会でこれまで協議をさせていただきました。既に、連携協定を締結しているところもあるわけでございます。同じような形で、協定書の締結をしてほしいという申出があるので、この部分に関しましては、公立幼稚園との連携をしていきたいということでございます。そういった内容の議案でございます。

これより質疑をいただきたいと思えます。質疑ございませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長(大友義孝) 質疑ないようでございますので、次に討論に入ります。討論ございませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長(大友義孝) 討論もなしというようでございますので、討論を終結させていただきます。

それでは、採決に入ります。議案第25号 子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等に係る連携施設に関する協定書の締結について、こちらは原案のとおり承認したいと思っておりますけれども、委員の皆様の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○教育長(大友義孝) ありがとうございます。挙手全員でございます。よって、議案第25号については可決いただきました。ありがとうございます。

協議事項

日程 第13 令和2年度美里町議会3月会議について

○教育長（大友義孝） これより協議事項に入ります。

日程第13 令和2年度美里町議会3月会議について協議をさせていただきます。では、説明は教育次長、お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、私から説明をさせていただきます。恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。

資料につきましては、令和3年2月22日提出、令和2年度美里町議会3月会議議案というもので美里町のマークが入っておるものをご覧いただければと思います。少し厚めの物でございます。

それでは、1枚めくっていただきまして、目次がございます。このような形で、報告から始まりまして、議案につきましてこのような形で条例等々、あとは、補正予算の部分、あとは下のほうに行きますと同意ということで農業委員の任命、裏面にいきましてもずっと農業委員の任命がございまして、あとは議案第92号というところからこれは新年度、令和3年度の予算を審議するというので、3月会議が始められるというところでございます。

お手元の資料につきましては、補正予算に関わるものということで載せておりまして、今回の3月の補正予算につきましては、年度末ということがございますので精算に伴う予算の減額がメインになっているものがございます。各種事業をやって、それで精算した関係で減額という形になっておりまして、それで、令和2年度につきましては新型コロナウイルスの影響が非常に大きくございまして、中止になっているものが大分ございます。そういうものもございまして、今回は大分補正で減額をしているというところでございます。ページ数でいいますと、146ページから、歳出の補正が載っております。146ページ以降載っております、一番最後のページ、163ページまでであるのでございますが、これを見ていただくと、項目立てがございまして、それに対して三角のものがついております。これは、減額というイメージでございます。こういう形で、清算に伴います減額を今回させていただくというのが3月補正の内容というところになりますのでよろしくお願ひしたいというところでございます。

あとは、大きいところでございますと新年度予算ですね、令和3年度予算、大分厚い物をお配りさせていただいたと思うのですが、予算に関する説明書というものと、あとは実施計画です

ね、これをお配りさせていただいて、ご覧いただいたかなと思うのですが、基本的に令和3年度から新しい総合計画、総合戦略になりまして、ちょっと体系が、整理をしているというか変えていると。これは、国の考え方、国の教育振興基本計画を参酌して、それに合わせた美里町の教育振興基本計画を策定するという事で今進めておりまして、その体系に合わせた予算体系になっているというところでございます。

それと、この実施計画書、これ後で詳しくご覧いただければと思うのですが、これで教育委員会の部分がございます。それで、これはここに書いてある事業が予算が伴う事業がほとんどなのですが、こういう形の事業を展開していくんだと。この事業につきましては教育振興基本計画ですね、今度立てる、あとは総合計画、それに基づいたものというところになっておりますので、あと詳しくご覧いただければなと思っているところでございます。

ページでいきますと、実施計画書でいきますと、273ページでございます。

273ページに、教育委員会評価委員会運営から始まり、これ以降大分ボリュームがあるのですが、各種教育委員会のやっている事業も掲載されておまして、その内容が詳しく記載されてございますので、これを見ていただければと思いますので、予算も含めて書いてございますので、ご確認いただければと思っているところでございます。

大きなところを言いますと、まず予算の関係ですね、3月補正予算をお認めいただくというところと、あとこの令和3年度の予算を審議いただいているところになりますので、しっかりと教育委員会として対応してまいりたいと考えておりますのでよろしく申し上げますというところでございます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。ただいま説明がありましたが、補正予算は精算の部分であるということ、それから新年度のことについては内容が記載された事業の概要のほうまでつけているということでございますので、お目通しをいただきたいということでございます。なお、流れについては教育振興基本計画、国の計画を参酌して、そして総合計画、そして教育振興基本計画、それに沿う形での体系になっているということでございますので、もしお気づきの点がございましたら、後ほどでも構いませんので意見を頂戴したいと思います。この件についてはよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） それでは、日程第13については終了とさせていただきます。

日程 第14 美里町新中学校整備等事業について

○教育長（大友義孝） 続いて、日程第14 美里町新中学校整備等事業について協議をさせていただきます。内容説明については、伊藤主事、お願いいたします。

○教育総務課主事（伊藤大樹） 教育総務課の学校教育環境整備室の伊藤と申しますよろしくお願ひします。

私からは2点、開校準備委員会とあとは新中学校のアイデアコンテストについてご説明させていただきます。恐縮ですが、座って説明させていただきます。

まず、開校準備委員会についてですが、本日資料をお配りしていないんですけれども、昨年から新中学校の開校準備委員会について教育委員会のほうでご協議いただいています、現在ちょっと総務課の法令担当の者と新中学校開校準備委員会の設置要綱の字句についてちょっと調整をしております、体裁が整い次第教育委員会でお示しさせていただきますと思っております。まず、その際に内容についても改めてお示しさせていただきますと思っております。また、設置については、新型コロナウイルス感染状況を注視し、開催方法等の検討をしながら、令和3年度、できるだけ早い時期に設置したいと考えているところでございます。

あとは、続いて新中学校のアイデアコンテストについてですが、本日2枚の資料をお配りさせていただきますいております。1枚目が新中学校アイデアコンテスト審査委員会設置要綱（案）というものと、新中学校アイデアコンテスト作品件数集計というものをお配りさせていただきます。それで、先月の定例会後に委員の皆様へ審査基準（案）というものと、新中学校アイデアコンテスト審査委員会設置要綱（案）というものを確認をお願いしております、本日お配りしている新中学校アイデアコンテストの審査委員会設置要綱（案）については、その確認をしていただいた後に総務課の法令担当に確認を取って、修正したものとなっております。また、アイデアコンテストの作品件数の取りまとめを行った結果の資料が、お配りしている作品件数の集計となりますので、こちらご確認いただければと思っております。

要綱（案）で主に修正した部分になりますが、まず、第3条の組織の部分で、副委員長を総務課長とすることという部分を追加しております。また、委員については1月の定例会の際には括弧書きで記載していた部分がありましたが、この部分を削除させていただきます。また、1月定例会で示した要綱（案）では、任期について記載がございませんでしたので、第4条の部分で今回追加させていただきます。この2点が主に修正を行った部分になります。

す。

新中学校のアイデアコンテスト審査委員会については、3月中に2回程度の開催を考えておりまして、まず1回目で作品の審査基準を確認をしていただく予定でおります。審査基準については、先日教育委員の皆様からご意見等いただいていたので、それを踏まえたものを新中学校アイデアコンテスト審査委員会の代表委員の方々に確認していただくという考えでおります。また、2回目の審査委員会までに、応募作品の確認をしていただいて、2回目の審査委員会でその入賞作品の選定を行う予定として考えております。

新中学校アイデアコンテストの部分でお配りした資料についての説明は以上ですが、新中学校アイデアコンテストの審査委員を要綱(案)の中にも記載していますが、教育委員の方にお願ひすることとしておりまして、どなたかお願ひをしたいということでご協議いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

私からは以上です。

○教育長(大友義孝) ありがとうございます。設置要綱については、法令担当と今調整済みだということですね。では、その中の委員さんに教育委員の中から何人ということにないの(「1人ということ、審査委員の方お願ひしたいと」の声あり)じゃあ、私委員やりますという方、いらっしゃれば。それは、委員の皆さんで決めるということにして、アイデアコンテストの作品件数が大分頂いたということで、児童生徒の皆さんもいろいろ新しい学校について感じられているんだなと思っているところです。皆さんから、何かご意見、ご質問ありますか、この件について。後藤委員。

○委員(後藤眞琴) これ、作文って、どのくらいの長さになりますか。

○教育総務課主事(伊藤大樹) 大体、原稿用紙1枚程度が多いです。

○委員(後藤眞琴) 400字詰め。(「はい」の声あり) そうすると、これみんな、教育委員のみんなに配るというのは結構大変ですか。

○教育総務課主事(伊藤大樹) 作文について、コピーしたものがもうありますので、それを配ることは。

○委員(後藤眞琴) 大丈夫ですか。イラストなんかは、135点ですか。

○教育総務課主事(伊藤大樹) そうですね。イラストについては、スキャンか写真と撮って、それを一覧で見れるようにして、あと審査委員会の際にそれをちょっとまとめてお配りする予定で考えておりました。ちょっと時間が、まだ着手しておりませんので、それはちょっと時間がかかると。

- 委員（後藤眞琴） これ、例えば教育委員に配るとなると大変ですかね。
- 教育総務課主事（伊藤大樹） 準備ができれば、そこまで大変ではないです。
- 委員（後藤眞琴） そうしていただければありがたいですけれどもね。（「分かりました」の声あり）
- 教育長（大友義孝） その辺は、委員の皆さんも見てみたいと多分思っていると思うので、よろしく対応のほどお願いしたいと思います。
- 教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） すみません、作文についてはコピーを取っておりますので、準備はすぐできると思います。例えば今から準備すれば、今日お渡しするとかというのも可能です。ただ、絵とかイラストですね、イラストについてはちょっと手間がかかるので、現物があるのでご覧いただくことはいただけると思うのですが、ただ、準備をしてお出しするというのは今すぐにはできないので。作文であれば、どういうものが出てきたのか、ご覧いただけるのではないかなと思います。
- 教育長（大友義孝） 準備ができ次第ということで（「そうですね。お配りさせていただければ」の声あり）お願いします。
- じゃあ、最初、委員のなった人しか見れないのかなと思ったものですからね。いいこと言っていたんだなと思って。（「秘密にするものではないと思いますので」の声あり）その中で、委員の意見がこうだと強い意見だと、そういうことがあると困るなと思ったので。
- どうでしょう、この委員の中でお一人ということで、今のうちに選出しておったほうがよろしいですかね（「よろしければ」の声あり）じゃあ、いかがでしょうか。私やりますという方いらっしゃいますか。後藤委員、自薦、他薦でも構いませんから。
- 委員（後藤眞琴） 僕はぜひ見てみたいと思っていますので。
- 教育長（大友義孝） では、後藤委員に、しっかりと選定していただいて。後藤委員にお願いしていいですか。（「よろしくお願いします」の声あり）じゃあ、よろしくどうぞ、お願いいたします。
- 委員（後藤眞琴） その際には、皆さんの意見も聞いた上で、その委員会に行きたいと思しますのでよろしくお願いします。
- 教育長（大友義孝） どうぞよろしくお願いいたします。
- それでは、よろしいですか、中学校の関係。教育次長。
- 教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） あと、今日ご協議いただくというか、資料も準備していないのですが、今後ご協議いただくことといたしまして、まず前

に田んぼの中学校構想ということで構想を打ち出しているところなんですが、その内容について、教育委員会でまだ詳しくご検討いただけていない、ご協議いただけていないというところがございますので、今後資料をお出ししながら、名称も含めてしっかりと検討しなければならないということがございましたので、次回以降にそのあたりもお出ししたいと。そして、それをしっかりある程度ご協議いただいた中で、開校準備委員会のほうでさらにご協議いただくというような形で進めさせていただきたいというのが一点でございます。もう一点が、教育委員会として、新中学校の学級編成を30人未満学級にするというところを打ち出して、それに基づいた学校をつくっていくんだということで確認しているというところだと思いますが、その具体的な内容ですね、当然先生の配置が必要になってくると、通常の35人、40人に対して30人未満ということにすればそれだけ教師の数が必要になるということもございますので、その辺を具体的にちょっとご検討いただいて、あといずれ詳しい調整については当然町長部局と調整をしなければならないということになると思いますので、その辺に向けたご協議も、次回以降になると思いますけれどもお願いする形になるのかなと思っておりますので、その辺をお含みいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。今、2つの部分のお話がありましたが、田んぼの中学校の構想の関係についてはもちろんいろいろと内容を検討していく必要があるということでございます。もし、いろいろな学校の取組というのはあると思いますので、どこかいい学校の展開があれば、そこを見るということも必要かなと思っておりますし。もう一点、30人未満学級編成の部分に関しましては、いろいろと教育事務所とか、県庁のほうともいろいろ相談はさせていただいております。ただ、どういう形でそれが実現できるのかということになりますと、あくまでも教職員、本部と本部教員と言われている宮城県の職員の先生を配置するのか、それとも講師先生を配置するのか、また中学校ですと専科教員、専門の教科の先生の配置ということもありますし、それと同時に財政面がどういうふうにあるのかとですね、いろいろなことを事前には相談はさせていただいております。ただ、これだという部分はありませんし、その内容ですね、委員の皆さんと詰めていきたいと思っておりますので、次回以降協議をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上のことで、中学校の関連について何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、この日程第14に関しましては以上で終了とさせていただきます。

日程 第15 美里町近代文学館長寿命化計画の改訂について

○教育長（大友義孝） それでは、続きまして日程第15、美里町近代文学館長寿命化計画の改訂についての協議をさせていただきます。阿部係長、お願いします。

○教育総務課主幹兼管理係長（阿部秀樹） 教育総務課管理係長の阿部と申します。よろしくお願いします。座って説明させていただきます。

お手元にあります資料、A4判2枚お配りしております。それぞれ、現行と改訂案となります。

令和元年度の計画した時点では、企画財政課と調整し令和2年度に実施設計、令和3年度に全ての工事を行うこととしておりましたが、その後の調整により企画財政課から令和3年度に全ての工事を行うことはできないと話ございましたので、今回令和3年度予算に合わせて実施設計の見直しを行うものでございます。

内容につきましては、近代文学館の改修実施計画に変更を伴うこととなり、改修実施費用の合計が1億740万6,000円から、1億2,799万7,000円に増額しております。改訂案の詳細につきましては、屋根改修を施工する際に建物周辺に安全柵を置き安全対策のために足場や安全転落防止柵が必要になったこと、また空調設備につきましては冷暖房水を施設内に循環させるための部品が経年劣化により劣化し、交換が必要になったことにより、本改修実施計画を見直し、公共施設等適正管理推進事業債を活用するものでございます。これらに伴いまして、近代文学館の改修実施計画に記載しております改修実施費用につきまして、費用の平準化を図るため改訂を行っております。

なお、改修実施計画を進捗するに当たり、公共施設等適正管理推進事業債の活用が必要不可欠であり、今後企画財政課と調整し、改修実施計画の改訂が必要となる見込みでありますので、引き続き教育委員会のほうで協議をさせていただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。今、現在は裏面の現行の近代文学館の改修実施計画というものがあって、その中段にある改修実施費用の部分が改訂したいということなんですよね。これが、令和2年度から既に変わっているというところですよ。これは、お金が伴うものだから、変わっているというのは自然の現象なのかもしれません。その他、内容について大きく変わったという部分は、年度がずれたということだけなんではないでしょうか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 大きな内容の変更はございません。ただ、実施設計をすると具体的な金額が出てきまして、前は大きっぱなしというのが、概略の計画なのですが、実施に当たって設計をやっていくような形になりまして、それをやるといろいろな要素が出てきますので、それに伴って変更という形で出てきます。これ、今後出てくるといことになると思いますので、その都度ご提案させていただくとか、ご報告させていただいて、変更していく必要があるのかなと思っているところでございます。

これ、なぜこういう細かい変更をという形になるかといいますと、これ、先ほど申し上げたとおり、公共施設等適正管理推進事業債という起債の事業のお金を、起債を借りながら事業を行っていくというところもございまして、その審査の際に、ここの実施計画はどうなっているんだと、どういう内容なんだというところの確認もございまして、これはある程度予算と一致させて執行していく必要があるということもございまして、こういう形で、当初立てたものを現実に合わせるような形で、この部分を計画を組み直しながら進めるという形でやらせていただきたいというようなところでございます。

○教育長（大友義孝） 委員の皆さんから疑問な点、もしあれば。

○委員（後藤眞琴） 僕が、前に報告があつて理解しているのは、一度にすれば補助なんかがあつて有利にできるんだというようなのが基本にあつたかと思うのね。それが、今回できないというのは、それを利用しても町のほうで一度に出すことは無理だということでこういうふうにしたという理解でよろしいんですか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） おっしゃるとおりでございまして、やはり長寿命化計画というのは、学校の施設以外にも町で持っている施設、今長寿命化計画を立てておりまして、もともとそれらの部分も含めて有利な制度が令和3年度までなので、一気にやっ飛ばさうというところだったのですが、やはりそれはやることになればお金も必要でありますし、あともう一つは人的な力も必要になると。いっぱいやることになると、技術者が必要になると。発注する仕事が出てくる、管理する仕事が出てくるということでございますので、ちょっと現実的ではないと。よくよく考えればですね。なので、実際ちょっとできるような形で組み替えてということでございまして、今後は調整しながら、財政との調整もしながら進めてまいるといようなところで考えているところでございます。

○教育長（大友義孝） 毎年起債の申請を、お金を借りる根拠となるものがこれなので、毎年度もしかしたら改正が必要になるかもしれない、そういうことで理解していいですね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そのとおりでございまして。

できれば、起債の制度が続くと、国でも続けてやってくれると非常にやりやすいのですが、これが財政措置がちょっとないということになりますと、なかなか計画どおり進むのかなと、そういう心配はあるのですが、その辺はちゃんと財政当局と調整をしながら進めるということになるのではないかと思います。

○教育長（大友義孝） 留守委員。

○委員（留守広行） 計画、長くなるというのは分かるんですけども、何とか二、三年でも早く終わるようなことをお願いしたいなと思って。ということはやっぱり、また新しいところが発生するような気がする。やっぱりやっていけば、ほかのところも手をつけられなくなるんじゃないかなと。それだけの、大きく発生しなければいいんでしょうけれども。やはり、毎年毎年、順位もつけての内容なんですけれども、やっぱりなかなか全部完了しないと、また文学館もまたどこか別なところが破損したとか、修理が必要だとかというところにやっぱり手が回らなくなるんじゃないかと思うので。ただ、予算が生じることなので。なんですけれども、二、三年でも早く終わるようなことを私は願いたいと思います。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。できる限り短期間で完了するよう努力していただきたいと思います。佐藤委員どうぞ。

○委員（佐藤キヨ） ちょっと質問なんですけれども、これの242ページに、近代文学館のところで、階段昇降機というのはあるんですか。（「はい」の声あり）これって、筋ジスとかの人を2階に連れていくようなのですかね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 階段昇降機というのは、キャタピラみたいなもので斜めの状態で見えていくものです。

○委員（佐藤キヨ） あるのがすごいなと思ったんですけども。これを使って、例えば2階に行くとか、そういうのは使われたことはあるんですかね。というのは、選挙のときに、1回だけ車椅子の人が投票するのを見たことあるんですけども。近代文学館でそういうのを使って、利用する人とかは、たまにはいるんですか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 詳しいところは、今分からないのですが、ちょっと確認をしておきたいと思います。ただ、最近はあまり使われていないというような、これまで長い期間というか、30年ですかね、期間がございまして、その中でちょっとどういう使われ方をしてきたのかというのはちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○委員（佐藤キヨ） もしこういうのがあれば、結構移動が大変な人も移動して、2階で例えば

展覧会じゃないけれどもあるときとか見に行けるわけですから、でも、使うのに結構技術というか、危ないので、ちゃんと（「そうなんです。補助者も当然出てくる」の声あり）だから（「やはりちょっと怖いとかそういうところもある」の声あり）だから、それ乗っけてやる人も、ちゃんと指導というか練習しないと危ないと思うんですね。だから、あるのはすごいなど、それが有効利用されればなどと思ってお聞きしました。

○教育長（大友義孝）　そうですね、近代文学館の備品といたしますか、内部の部分にも入ってくると思うので、活用方法を考えなければならないですね。

○委員（佐藤キヨ）　町民が利用する機会が増えれば、せっかく、宝の持ち腐れじゃないと思いますし。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎）　そうですね、長寿命化計画の中でも、その辺もいろいろ出ておまして、あとはエレベーターをつけたらどうだとか、（「そっちのほうはもちろん誰でも使える」の声あり）話もあったのですが、ちょっとなかなかそれをするとなると大分お金もかかってきますので、まずそれではなく、こういう形で保守点検しながら、これを有効活用していくというような趣旨で、長寿命化計画の中でちょっと考えているところだと思いますので。分かりました。

○教育長（大友義孝）　以上でよろしいですか。

それでは、近代文学館の長寿命化計画の改訂についてはこのような形で進めて、これから進めていくということにさせていただきたいと思います。

それでは、また1時間立ちましたのでちょっとここでまた休憩、今度は5分と言わずに二、三分お願いします。休憩に入ります。

休憩　午後3時28分

再開　午後3時31分

○教育長（大友義孝）　では、休憩をとくまして再開をさせていただきます。

日程　第16　第2期美里町教育振興基本計画の策定について

では、日程第16、第2期美里町教育振興基本計画の策定について協議をさせていただきます。では説明は、教育次長お願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、表紙に第2期美里町教育振興基本計画（案）というものをご覧いただければと思います。

これは、昨年12月、事務局からまず素案を出させていただきまして、その後いろいろと皆様のご意見をいただきながら調整をしてきたものということでございまして、これにつきましては町長のほうと調整をしながらというところで、今回、この教育振興基本計画と教育大綱、教育大綱の部分も含めた教育振興基本計画ということでつくるということになりまして、今後教育委員会のほうで内容をまとめた上で、パブリックコメントに付すという形で進めてきているというところでございます。

本日ににつきましては、この案につきましてよろしければこの内容でパブリックコメントに付させていただきたいというところでございます。今の予定でございますと、3月3日に資料の公表をさせていただきまして、その後3月10日から4月8日までの30日間パブリックコメントに付すということになります。それで、パブリックコメントをして、その意見を踏まえまして、その内容を見て、これは臨時の教育委員会を開催していただくことになるのかなと思うのですが、その中でパブリックコメントを踏まえた最終的な計画をご審議いただいて、決定していただくと。そして、4月の中旬には策定という形で進めていきたいと思っているところでございます。その後、議会にご説明をさせていただきたい、この内容につきましてですね。ということで、今後進めてまいりたいと考えているところでございます。

ちょっと戻りますが、本日はこの内容を、これで案としてパブリックコメントに付してよろしいかというようなところでご協議いただければと思います。

この内容につきましては、今日見ていただいても何かあればなのですが、3月3日に公表ということになりますので、まず期間はもうすぐなのでございますけれども、何かお気づきの点があればお寄せいただければと思っておりますのでお願いしたいというところでございます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。これまでも、教育振興基本計画については気づいたところがあれば事務局にお申出くださいというお話をさせてきていただきました。その中で、集約をさせていただいてきたというところですね。さらに、委員の皆さん参加の上で総合教育会議を開催をしていただきまして、町長のつくる教育大綱、こちらのほうと連動するという確認も取らせていただいているということでございます。ただいま、教育次長が説

明していただきましたように、3月3日に公表したいということから、この基本計画についてパブリックコメントに付すことについてこれでよろしいかどうか、確認をさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか、

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。ただ、これ、表題の部分が第2期美里町教育振興基本計画となっているんだけど、総合教育会議で言った教育大綱という文字入れなくいいんでしょうかね、表紙、どうなんでしょうかね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 現在の、教育振興基本計画も大綱を兼ねているものなのですが、それはちょっと原書は教育振興基本計画になっていて、下の部分で美里町と、あと美里町教育委員会ということにしているので、それに倣ってという形で作成をしております、ただ、それについて明確にお話しただいてはいないのかなと思っております。

○教育長（大友義孝） それを、総合教育会議で確認を取れた時点で、ちょっとその辺町長部局側と相談していただければと思うんですね。これだけを見てしまうと、美里町と入っているのは、この中の基本計画の町長部局で行っているスポーツ文化の部分もあるわけですね、その部分が入っているからというふうに見えるんですね。だから、その辺は、間違いはないんですけども、それもどういうふうに、大綱と関係する部分をどういうふうな表現をするのかという部分を確認さえ取ればそれでいいと思うんですね。よろしくお願ひしたいと思います。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 取りあえず、パブリックコメントにはこういう形で。それか、パブリックコメントにかける前に確認ですか。

○教育長（大友義孝） 実は、教育大綱をパブリックコメントにかけるのか、私のほうでは教育振興基本計画をパブリックコメントにかける、同じものなんだけれども両方の意味合いを持っているから、それがどういうふうな位置づけになるのかというところを確認したかったんです。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 私の認識では、この間の総合教育会議で調整をして、兼ねるものとするんだという話になりまして、その手続については教育委員会のほうでやるというようなことになったので、基本的には両方の意味合いでパブリックコメントにかけると。ただ、かける主体は教育委員会ということでやらせていただくと。

○教育長（大友義孝） それはそのとおりなんです。というのも、教育振興基本計画があって、首長がそれにそれでいいんだという確認を取ればいいんですけどもね。ただ、こっちのほうに先に出来上がっているという前提の書き方をしているんですよ、文部科学省の通知部分につ

いては。ただそれはそれでいいと思うので、大綱という文字を入れないでパブリックコメントにかけたって何らおかしくはない、そういうふうに思っています。ただ、確認だけ必要なのかなということだけなんです。

○委員（後藤眞琴） 僕はこの前の総合教育会議で確認はしてあると思うんです。この1ページに、策定の趣旨というところに、本計画と大綱は一体のものとなりますとありますよね。一体のものとなりますと。それを、町長が了承したと。それで、教育振興基本計画と町長がつくる大綱は一体のものだから、これは教育委員会のほうでその後手続をしてくださいというふうな町長の発言から、僕はそういうふうに理解しています。

○教育長（大友義孝） なるほど。これ、1期目は確かに、1期目はそのように書いているんだけれども、2期目の部分はまだ書いていないんだよね。策定の背景というのは。

○委員（後藤眞琴） これは、2期目ですよね。2期目の策定についてですよね。

○教育長（大友義孝） ちょっと休憩しますね。

休憩 午後3時44分

再開 午後3時51分

○教育長（大友義孝） では、再開をいたします。

大変いろいろな、大綱の関係と、教育振興基本計画の関係についていろいろお話をさせていただきましたが、パブリックコメントをこれから行っていくというふうに当たりまして、教育振興基本計画ということでこれからこのような形でパブリックコメントをさせていただくことでよろしいですね。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） じゃあ、そのような形で、スケジュールは先ほどお話しされたようですので、それに滞りなくしていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

日程 第17 美里町学校給食費について

○教育長（大友義孝） では、次に日程第17、美里町学校給食費について協議をさせていただきます。

きます。では、説明は（「追加の資料を配らせていただいでよろしいでしょうか」の声あり）

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、説明をさせていただきますと思います。

まず、資料はさきにお配りしておりました学校給食費の補助についてというものになります。これは、令和3年2月1日の庁議で使った資料ということになります。それで、まずは庁議の中で、ここにあります経緯を確認いたしまして、その中で課題が2つということございまして、この2つについて対応というようなところで整理をさせていただいているものでございます。

2枚目が、前回の定例会で、前の審議状況というか議会での状況が分かるようにということで資料をとということでございましたので、美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例の、議会での、これは議会の会議録になりますけれども、そのやり取りをしたものをおつけしているというところでございます。

さらに、ずっとめくっていただいて、後ろから2枚目でございます。これは、教育総務課の係のほうでつくったものでございます。議会からの提言を受けまして、子供全体への学校給食費の補助ということで、例えばということでつくらせていただいているものでございまして、2分の1の補助、全体に対してですね、幼・小・中になります、これを全体の2分の1を町で補助すれば6,313万7,000円と。3分の1すればこの金額、4分の1であればこの金額と。あとは、月額1,000円補助と。これが議会から提言されている部分でございますけれども、月額1,000円の補助を実施することになるとこれくらい費用がかかると。2,731万2,000円かかると。それで、期別1,000円補助とありますけれども、現在給食費を10回に分けて納めていただいているということでございまして、その1回1,000円の補助ということになると、10回の補助ということになりますので1万円ということになります。それをやりますとこれくらいの金額になると。あと、一番下が、未就学児について全額補助と。未就学児の全額補助、幼稚園ですね。それを全員するとこれくらいになる、全額ですね。という資料になります。あと、もう一つ、議会からの提言で、第3子以降半額補助というような提言がございまして、それに対しまして今回検討したのが、議会の提言があったとおり2分の1補助をすると想定としては385万7,000円になるわけでございます。というところと、あと3分の1補助した場合、4分の1補助した場合、これも例えばという話なのですが、月額1,000円補助の場合はこれくらい、あとは期別だとこれくらい。あと、第3子以降の未就学児童全員に補助した場合これくらい、ということで参考までに算出したというよ

うなものでございます。こういうものを踏まえて、検討をする必要があるのかなというように
ところでございます。

あと、教育委員会で以前にご協議いただいていた内容が、全て一律に補助をするのではなく、
やはり経済的に厳しいというか、本当に必要な方に対しての助成を行う必要があるのではない
かというようなご議論をいただいているということも踏まえる必要があるということでご
ざいまして、先ほどお配りした資料でございます、ちょっとこれ、つくったばかりで恐縮な
のですが、これは就学援助ですね、現在受けておられる方を整理したものということでござい
まして、この表を見ていただくと、まず児童生徒数というのはこれは全部です、全児童生徒数
ということで、それがこういう形で平成28年度は1,779人いたのですが、令和2年度は
1,693人というようなところで年々減少しているというような傾向でございます。それで、
就学援助認定者数はどうなっているのかということを見たものが、その太枠でその下に囲わ
れている部分でございますけれども、平成28年度が246人に対しまして、令和2年度が1
98人というところでございます。それで、その下が、給食費支給対象と、給食費を支給して
いる対象の方ですね、これ全体の数なのですが、平成28年度ですと224人、令和2年度だ
と182人と。あと、その下に、要保護ということで生活保護を受けている方につきまして
はそちらのほうで手当をされておりますので、就学援助として給食費は支払っていただい
ていないと。生活保護の部分で手当をしているということと。あと、区域外というのがあるの
ですが、美里町に住んでいて例えば別なところに通っておられるという児童生徒もいますので、
それはそちらのほうで、行った先のほうで就学援助については受けるというようなところにな
っておりますので対象外ということになりますので、実際対象になるのはこの太字の部分です
ね、色がついている部分ですけれども給食費支給対象と、ここが実際の対象になってくるのか
なというところでございます。それで、今一番上が全体の数、その下が小学校、その下が中学
校の数ということで整理をしているものでございます。

それで、2枚目が、これは保護者の皆様へということで、就学援助制度のお知らせというこ
とで、こういう制度がございますよということでお配りしているものをおつけしているという
ところでございます。この表にございますけれども、就学援助制度の対象となる方というこ
とで、対象要件がこちらに書いてある方が対象になってくるというところで、やはりいろいろと
生活する中で大変な状況である方に対する対応ということでございますので、その要件につ
いてはこういう要件であると。この要件に当てはまる方については、就学援助いたしますので申
請をしてくださいというような形でご通知申し上げているというようなところでございます。

今、町が行っている給食費の助成対象となるのがこの就学援助に認定されている方ということになりまして、対象につきましては先ほど申し上げたとおりということになります。

それでも、現在、令和3年度で今度給食費を値上げすることにしておりまして、ただその値上げした部分は、こういうコロナ禍で大変な状況ですので、まずは6か月にはなりませんけれども、その部分については町で補助すると。あとは、状況に応じて考える、その後につきましてはですね、そういうような取扱いをしております。それはそういうコロナ禍での対応をする措置というのがあるのですが、もう一つは議会からいただいている提言についてどうするんだということがございますので、本日、いきなりご提出して恐縮なのですが、こういうものも踏まえながら、コロナ禍以外の部分というんですかね、もともと議会から提言していただいた部分につきまして教育委員会で検討しながら、そしてある程度まとまれば町長のほうに調整させていただくと、協議させていただくという形になっていくのかなと思ってございますので、まずこれを見ていただきながら、今後、協議を進められればなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいというところでございます。

○教育長（大友義孝）　ということは、教育委員会の意見を町長部局に伝えるための協議ということでもいいのかな。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎）　以前、提言いただいたときの回答で、これは町長部局と連携して取り組んでいく非常に重要な問題であるということでも当時回答を出してございまして、それに対して方向性は出していただいているのですが、具体的にどうするんだというところまでまだいっていないもので、そのあたりを教育委員会でご協議いただいて、その対応についてどういう形になるかはご協議次第だとは思いますが、あと、調整が必要であれば町長と調整することになるのではないかなと思いますけれども、そのためのご協議をいただきたいということでございます。

○教育長（大友義孝）　大きく分けて2つあったということで、コロナ禍の部分での給食費の対応と、それ以前から議会からの提案をいただいていた部分をどうするかという2通りあるということですね。もう既に、コロナ禍の対応の部分に関しては、給食費が値上げになる部分についての4月から9月分までは値上げした部分は町で見えていきますよというのは、既に施政方針で示されていますよね。それはそれとしていいと。ただ、その後、6か月過ぎて7か月目、8か月目どうしていくかというのは、これは町長がどういう判断をするかという部分になるということですね。だから、教育委員会としては、議会から提案を受けている部分をまず整理をして、そして進めていくということよろしいですか。ただ、前にも委員会の中で、平成2

9年2月16日に教育委員会の会議の中でも一律よりも本当に必要な家庭に援助したほうがいいんじゃないかということが話し合われて、教育委員会としてはそういうことにしていきたいということで協議がその時点では終了しておったと。その後に、前回の教育委員会の中でもいろいろ話しがあって、本当に財政支援が必要な部分に関してやっていったほうがいいんじゃないですかというお話があって、そのために就学援助という制度があって、こちらのほうでは給食費に対して既に助成措置を講じておりますということなんですよね、こちらはね。それ以外の部分に関してどうしていったらいいのでしょうかという部分があるんだと思うんですけれども。どうでしょうね、委員の皆さん。教育委員会でこうしたいと言っても、町長のほうで最後の判断になると思うんですけれども。教育委員会としては、こういうふうにしてほしいんだというふうには思っているんですよね。後藤委員。

- 委員（後藤眞琴） 基本的にはそうだと思います。この資料も、議会でいろいろ教育長さんや次長さんが苦勞して答えていたんだと思うんですけれども、これはあくまでも、僕も
恥ずかしいんですけれども、給食費を値上げするに当たって、じゃあこの中で、コロナ禍の中で、困っている家庭があるだろうと。値上げする場合には、その値上げと同時に給食費全体をどうしたらいいのかっていうことは、教育委員会の中では協議しなかった。それは、僕はこういうことをした上で今回の値上げどうするのかというような協議が必要だったんだなと思って、これは僕自身恥ずかしいなと思っているんですけれども、これを読ませてもらいましたら、やはり教育委員会から提案したのは値上げ部分だけで、栄養価を確保するための値上げなのだ。それを、議会へ、町長へ上げて町長から議会へお認めくださいというときに、給食費全体をどうするんだと、このコロナ禍の中でという議論は、一部の方からの、これを読んだ限りではあると思うんですけれどもね、それを今度、町長部局のほうではコロナ禍だから大変だから値上げの部分だけは半年間補助しますよとっているんですね、対象者全部にですね。それじゃあ、その値上げを含めた給食費全体を、このコロナ禍の中でどうするんだという議論はなかったんですよね。それを、今度、前の議会からの提案を踏まえた上で、コロナ禍の中でこの値上げした給食費をどうするんだという議論が今度教育委員会で必要だということになるんでないかと思うんですね。それで、教育委員会では、そういうことをこういうふうにし合って、こういうふうにしますとなったら、今度町長にそれを教育委員会ではこういうふうにしたらいののではないかというふうな提案ですかね、そういうふうになるんじゃないかなと。

- 教育長（大友義孝） あくまでも提案ということなんですよね。教育委員会の権限から外れる部分なのでね。（「お金ですから」の声あり）お金の部分だとね。ただ、だから提言、教育委

員会で話し合っただけでこういう方向でどうでしょうかねという形で持っていくということですよ、それは必要だと思うんですよ。（「それは、もうしなきゃならない」の声あり）ただ、今言ったように、生活援助が必要な部分については、既に就学援助制度で行っていますということなので、それ以外の部分に関してどうしていいかということなんですけれども、さっき出していただいた資料を見ると、議会から提案されているのはここに示されている月額1,000円補助でしたね。それを実行すると2,700万円以上のお金がかかる。さらに、第3子以上については2分の1補助でしたっけ、それをやっていくと385万円かかってくる、それを議会の常任委員会で提案された部分を含めると大体3,000万円を超える経費が毎年かかっていくんだということなんですよね。

○委員（後藤眞琴） 質問したいんですけども、この今日もらった資料ですね、給食費支給対象、網かけで準要保護っていうので、令和2年度182人というの、これはあくまでも国の基準で美里町はやっているんだということですよ。美里町独自にやっているわけではないですね。

○教育長（大友義孝） 準要保護については、町独自ですよ。要保護は、生活保護ということで受給している方なので、これは国の制度ですけども。

○委員（後藤眞琴） この次のページの、今日もらった資料ちゃんと読んでいないんですけども、これ令和2年度就学援助制度のお知らせというのは、美里町ではなっていますよね、経済的理由により就学についてお困りの方に対し、学用品や給食費等の一部を給付する就学援助制度を行っていますと。これ、給食費等の一部となっているんですよ。この場合は、これ、給食費支給対象って準要保護っていう、この準要保護っていうこの定義は、これはどこかにあるんですか。これは、裏なんですか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） この資料の中にはないですね。

○委員（後藤眞琴） じゃあ分からないですね。

○教育長（大友義孝） 大体、今、後藤委員が見ておられる表紙の、生活保護を受けている、生活保護が廃止された、この2段の部分ありますね、こっちは要保護なんですよ、区分からすると。そこから下の部分については、準要保護。

○委員（後藤眞琴） これが、保護者の事業税、固定資産税が減免されている、それ以下が町独自のものと。

○教育長（大友義孝） 町独自です。要保護、つまりこの2つの部分については国の制度なので、

生活保護費で賄われているんですね、最初からね。準要保護については、生活保護以外の必要な、こういう方の部分については町の負担でやっているわけです。ですから、給食費に関わる部分に関しても補助していくということになると思いますね。

○委員（後藤眞琴） この、就学援助制度というのは、これは町独自ですか、国がやっている、

○教育長（大友義孝） 国がやっているのと、制度上は準用保護という名称がありますから、国の制度もものなだけけれども、国でお金の面倒を見るのはこちらだよと、町で面倒を見るのはこっちだよとなっています。

ちょっと、休憩しますね。

休憩 午後４時２０分

再開 午後４時４４分

○教育長（大友義孝） では、再開をさせていただきます。

学校給食費に関する補助とといいますか助成とといいますか、その部分に関しましてはいろいろと資料を提示いただきましたが、もう少し具体的な資料を整えていただきまして、それで委員の皆さんと協議、もう一度させていただければと思います。ただ、基本はやはり子供たちが基本ですので、それが家庭状況で左右されることがありますから、その部分に対してどういうふうな形が一番いいのか協議していきたいと思いますので、資料を整えさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

では事務局、どうぞよろしくお願ひしますね。（「はい。分かりました」の声あり）

日程 第１８ 美里町立学校管理に関する規則第３条第１項第７号に規定する美里町教育委員会
が定める休業日について

○教育長（大友義孝） では、次に移ります。日程第１８、美里町立学校管理に関する規則第３条第１項第７号に規定する美里町教育委員会が定める休業日について協議させていただきます。青山さん、お願いします。

○教育総務課主事（青山裕也） では、私より日程第１８、美里町立学校管理に関する規則第３

条第1項第7号に規定する美里町教育委員会が定める休業日についてご説明させていただきます。着座にして失礼いたします。

まず、資料につきましては、事前に配付させていただいたものでございます。表題につきまして、ただいま申し上げましたとおりの部分で表題をつけさせているものでございます。資料につきましては、1枚物が2枚でございます。

本件につきましては、既に今回の報告事項でありました2学期制に伴う内容のものでございます。令和3年度より、試行という形ではございますが、2学期制を町内の小中学校で導入予定しておるところでございまして、そちらに伴う1学期と2学期、こちらのちょうど中間の中で秋季休業日を、今の段階では仮称としておりますが、設けようとしております。令和3年度につきましては、こちら10月11日及び10月12日、こちらの2日間を秋季休業日と予定しておるところでございます。ただ、こちらの施行に伴い一点課題が残っておりまして、秋季休業日というのが、お手元の資料の2枚目にあります、美里町立学校管理に関する規則に基づく休業日にももちろん現行は規定されていないということでもございました。既にご承知のとおり、美里町立学校につきましては、美里町学校管理に関する規則に基づいて運営しているというものでございましたので、こちらの休業日が設定されていないものにつきましては、現行はまずそのとおり運営しなきゃいけないものでございましたので、こちら休業日を設定するに当たりまして、こちら第3条第1項第7号、こちらに基づく、前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める日と、こちらを準拠させていただいたところです。こちらの試行に伴う休業日を10月11日から12日で設定させていただけないかというものでございますので、この内容としてはご理解のほどいただければ幸いです。

なお、1枚目に戻りまして、こちら(4)備考のところでございます。こちらの正式な改正につきましては令和4年度、こちらを想定しているところでございますので、条文上の改正という今回の趣旨とはまた違う形で、令和3年度中にはまた別途に協議をさせていただきたく考えておりますので、その点、お含みの上でご協議をいただきたく存じます。

以上でございます。

- 教育長(大友義孝) 何か、ご意見ございますか。来年度、令和3年度は試行段階であるから、今のところ、今説明もありましたように、今の学校管理に関する規則の3条の2項でいえば、この規定により難いときは、校長が届け出ることによって済まないかなと思ったんですけども、例えば、夏休みが7月21日から8月25日までの期間でできないんだと。それに代わるものの届出はできるんだけど、最初から秋休みというのほどこにもないわけですよね。

だから、試行であってもそれを入れざるを得ないんだということでございますので、ご理解いただきたいと思います。あとは、スポーツの日というのが、実際は令和3年だけになってくると思うんですけれども、また動くと思うんです、祝日が。だからもう、来年度は確定できるということもございますので、よろしくどうぞお願いいたします。

では、そういうことで説明させていただきます。

日程 第19 美里町奨学資金貸付条例施行規則の一部改正について

○教育長（大友義孝） 日程第19、美里町奨学資金貸付条例施行規則の一部改正について協議をさせていただきます。では、青山主事お願いします。

○教育総務課主事（青山裕也） 引き続き、私のほうでご説明させていただきます。

日程第19、美里町奨学資金貸付条例施行規則の一部改正についてでございます。着座にて失礼いたします。

まず、資料のご確認をいただきたく存じます。既に皆様にご配付しております資料でございます。資料の構成としまして、ちょっと複数にわたるところがございますら、右下に番号をつけさせていただいておりますので、説明に当たりましてはこちらの番号をお示しさせていただきますので、そちらをご参照いただければと思います。大きな構成としましては、新旧対照表、改正案、様式という3部構成となっておりますのでございます。

前提としまして、通常ですと法令担当と協議を終了した段階でこのような形で皆さんにご協議させていただきたくしておるところでございます。ただ、大変恐縮ながら、まだ協議のところはまだ最終の調整段階に今入っているところございまして、今回の協議につきましては、まずこのような方向性、方針でさせていただきたく考えておるという点、ご理解のほどいただければと思います。法令担当で、ただいま調整最終段階に入っておりまして、その調整が終了しましたらまた改めて委員の皆様にお示しさせていただきたく考えておりますので、その点、皆さんにご理解いただけると幸いです。

なお、こちらの改正案につきましては新旧対照表を主だったところでご説明させていただきたく存じますので、資料でいうと1ページ目からご参照いただければ幸いです。

まず、改正箇所につきまして申し上げます。まず、新旧対照表で申し上げますと第2条の第2号、こちらにつきましては奨学資金貸付の申請段階の添付書類につきまして、

現在所得証明書というものが添付されておりました。ただ、この所得証明書というのが今いろいろ町の事業の中で行われます、例えば医療費の助成であったりだとかそういったものの添付書類で使用されます。ただ、所得証明書といったもの、現実に見てみますと、単純に控除後所得がただ記載されているだけで、何で控除されたかという控除項目の記載はないんです。今やはり町の異なる事業のほうでもこの所得証明書を課税証明書という形に変えている傾向がございます。本件におきましても、こういった同様の改正ということもございまして、従来の所得証明書を、控除内容が分かるということで課税証明書という形で改正を想定しております。

その一つ下、第3号、こちらにつきましては、これは今いろいろ法令遵守の観点から、いろいろと例規の見直しをさせていただいている中で、個人情報の取扱いというところ、こちらにつきましてはやはり国のほうも法改正が行われ、各市町村団体におきましてもやはりそれに準じた取扱いをする、町にも美里町個人情報保護条例というものがあるというのもございますので、そちらに準じた形で新たに様式を設定させていただきたく考えておるところでございます。やはり、保護者の所得の状況であったりとか、住所、所在地、あとはやはり進学先の学校だったり、そういったいわゆる個人情報を本事業については取扱いもございますので、その同意を事前に申請の段階でいただければと考えております。

続きまして、第5条、こちらに関するところでございます。こちらに関しましては、様式として誓約書というものを想定はしております。こちらに関しましては、いろいろご意見あるかと思っておりますので、あらかじめ今の現段階ということでお話しさせていただければと思っております。端的に申し上げますと、こちらの誓約書の目的としましては、貸与されるご本人様及び連帯保証人となる方、こちらの方にやはり資金を借りていただくということのご理解、その分返済が必要であるということのご理解、そちらを事前にご理解いただいた上で、本事業を遂行させていただきたいという旨のものでございますので、そういう内容を踏まえた上でのこちらの第5条の追加というものでございます。

続きまして、ページをめくらせていただきまして、2ページ目でございます。

こちらは、条の繰下げ等につきましては新規の条文が入っておりますのでそれに伴うものということでご理解ください。

新規の第7条のところでございます。こちらにつきましては、在学証明書の提出というものでございます。こちらにつきましては、至極当然の話になってしまうんですけども、やはり美里町の奨学資金の貸付条例に基づきまして、基本的には高等学校以上に在学されている方、こちらを対象としておりますので、そちらの在学確認をできていることが必須でございます。や

は、それがないと条例に基づく貸付けというものが、基本的にはなくなってしまいますので、こちら基本的には毎年度提出いただくというものでございますので、そちらの内容を改めてここに反映させているものでございます。

続きまして、引き続き、これより下の部分につきましては条の変更等々が多いところでございますが、大きい箇所というと、元の条文でいうと第11条の第2項でございます。こちらの第11条第2項につきましては、こちら今回は削除しているような状況でございます。これはなぜこれ消したかと申しますと、条文中の死亡については償還の免除等の手続きに移る必要があり既に条文化していることもあるので、当該履歴事項の変更届では実態に即していない、重複している条文があるという理由から改めてこういった条文は特にまとめる必要はないのかなというところがございますので、削除しておるところでございます。

条文上の改正につきましては以上のところを大枠として考えております。

冒頭申し上げましたとおり、多少ちょっと微調整はあるかと思いますが、現行の方針という形でご理解いただければと存じます。

続きまして、6ページから、11ページにつきましては改正文という形でおつけさせていただいておりますので、こちらについてはまず今回については参考という形でご理解いただければと思います。

12ページ以降につきましては、様式の変更及び追加とさせていただいておりますが、こちら、基本的に追加するものにつきましては、先ほど新旧対照表の条文上で新たにつけさせていただいたというところで、ご説明させていただいたものでございます。新規箇所につきましては、13ページにございます様式第9号別紙というもの、個人情報の取得の同意書でございます。また、16ページにございます様式第5号誓約書、こちらを今回の新規の様式という形で想定しておりますので、その点ご理解をいただければ幸いです。

最後となります。こちらが、実は今最終段階の微調整のところに入っているんですが、印鑑の取扱いをどうするかと。今、総務課と調整しておるところでございます。これまでの改正の中にそういったものも含まれていた経緯もございますし、今、その総務課でもそういった方向性、国のほうでもやっぱり印鑑の廃止という方向性も示されている中で、今回こちら、ある意味貸付けという中でどこまで印鑑を省略するということを反映していくか、これをただいま議論している段階でございますので、その点については、現行はこれはまだ素案となっておりますので、今後総務課と調整段階を踏まえた上で、最終のものをお示しさせていただきたく考えておりますので、その点ご理解のほどお願い申し上げます。

説明としては以上になります。

○教育長（大友義孝） 今、素案ということでご提示させていただきましたので、もう少し内容を委員の皆さんに確認をしていただいた上で、それから法令担当のほうにも、これから詰めに入っていくということなので、お気づきの点があればあとお話をいただくということでもよろしいですか。ただ、一点だけ、いつも気になることが一つあって、今言っているのかどうか、3ページの新旧対照表の、3ページの連帯保証人の関係だったんですね。ここで、（4）って4号なんですけれども、連帯保証人の住所または指名に変更があったときというのは、人が変わるわけではないという解釈でいいんですよね。

○教育総務課主事（青山裕也） 連帯保証人の所在につきましては、基本的には当該連帯保証人が変わらないという想定で考えております。

○教育長（大友義孝） だとすると、2項があるんだよね。（「そうですね」の声あり）だから入れているのです。例えば、連帯保証人さんの名前が変わらなくても、住所が移動したのなら移動届、履歴の届出でいいわけだ。ただ、名前の、例えば途中で私大友だったんだけど左藤になりましたと、人は同じ、だから変わらないからその履歴の変更届を出せばいいと。だけど、連帯保証人である私が亡くなってしまったときどうするかということがないんですよ。履歴で届けじゃないのね、変更届じゃないよね。だから、いつでも連帯保証人は変わってもいいんだというふうな誤解を招いてしまうから、そこはちゃんと整理してください。よろしく願いします。

ということで、よろしいですか。

○委員（後藤眞琴） 僕はこれ、前よりも申請する人をかなり制限するようになると思っているんですよ。例えば、この今第2条の第2項、これも詳しく、課税証明書くらいいいかなと思うんですが、次です、この個人情報取得同意書、これは僕もここの町の奨学金の選考するのに出たことがあるんですけども、これ払わない人もいる、返さない人もいるのは確かなんですけども、返さない人がいるからそれを前提にして、こういうことをやっているんでないかと思えますよね。これ、申請する書類が一つ増えますよね、これでね。僕は、奨学金というのはあくまでも学校に行きたいんだけど家庭の事情なんかがあってちょっとお金を借りたいんだと、それを最大限尊重するようにして、できるだけ申請しやすいようにすべきだと思っています。ですから、この奨学金情報取得同意書なんてしなくてもいいんでないかと。それから、誓約書ね、誓約書に保証人もつきますよね。これも要らないんでないかと。それから、これ毎年届け出なさって、在学証明書って、これ第13条にあるんですよ、休学し、復学し、

転学し、これ届け出るんですよね。ですから、在学しているんだと、分かります。繰り返しくなりましても、返還しない人も美里町にいるのは確かですけれども、それは例外中の例外だと捉えて、できるだけ申請しやすいようにしていたほうがいいんじゃないかと。これは、自分の例ですけれども、僕大学院2年修士課程、3年博士課程、5年やったんですね、そのときにこんなもの、記憶はほとんどないですよ。そのときには、在学証明書を毎年毎年届けたなんていう記憶はないですね。額はかなり大きいんです、生活に十分、酒をいっぱい飲まない限りは、生活できるように。それから、本もある程度買えるような。ですから、これも、取り立てるのには便利な部分はあるかもしれませんが、返さない人に対しては。ですから、そこはやむを得ない。例えば、これは大学の図書館なんかでも本がかなり年間なくなるんですよ、この町の図書館でもそういうことあるんでないかと思うんですけれども、それはまあ、持って行って読むのならというふうなことも考えたりはしているんでないかなと勝手に思っているんですけれども。ですから、とにかく、申請しやすいようにお願いしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○教育長（大友義孝） このことに関して、今後藤委員が言われたように、新たな書類というか必要としている書類が、なぜそれが必要なのかという部分をちゃんと明確にして、それを明確にした上でそれがあなしによって申請しにくいとかという部分がないような形にやっとうと、今のお話ですからね。問題は、いろいろ、今の世の中で今後藤委員が言われているように滞っている方も大分いらっしゃるような状況下の中なんです。それを、制度にのっとった形で毎回通知はしているわけなんですけれども、なかなかそれが追いつかない部分もあるんだと。それから、個人情報の取得、見るよという部分の同意書というのは、その同意書がなければ教育委員会の職員は見ることはできないわけですよ、内容を。そうすると、それを確認するためには、本人に照会するしかないということになってくるので、そういったことのやり取りもどうしても必要になると。であっても、町内にいる限りは、本人の同意さえあればそれを閲覧することが可能であるということもあるので、双方にとっていいところもあるわけですよ。その辺、なぜ必要なのかということをやちゃんと明確にした上で進めていく必要があるのかなと思います。

○委員（後藤眞琴） 個人情報ね、本当にもうどうしようもないときに見るようなものですね。だから、手間かけても、やっぱり個人を尊重することを第一に考えるものだと思うんですよ。

○教育長（大友義孝） 完納なされて、頑張っていられる方たちも大勢いますのでね。

○委員（後藤眞琴） 褒めることを忘れました。よく調べてあって、町長に上げるに「殿」にね、

これ「様」だったのを「殿」にしたのはよいと思うんですね。こういうことよく気がついた。そうですね。公務員は、町民に奉仕するものですから、住民が主権者ですからね。ですから、殿というのはちょっと立場が低い人に、今まで、明治時代はそうだったんでしょうけれども、新しい憲法になったら、よくそういうところは配慮してあるなど、今回思いました。

○教育長（大友義孝） では、どうぞよろしく申し上げます。よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、ちょっと休憩を取らないでこのまま続けさせていただきます。

日程 第20 放課後児童クラブに伴う教育財産の取扱いについて

○教育長（大友義孝） 日程第20、放課後児童クラブに伴う教育財産の取扱いについて協議させていただきます。では、阿部係長、どうぞ。

○教育総務課主幹兼管理係長（阿部秀樹） 日程第20、放課後児童クラブに伴う教育財産の取扱いについてご説明いたします。座って説明させていただきます。

美里町子ども家庭課で行っております美里町放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブにつきまして、中塚小学校体育館にありますミーティングルームに設置することとなっております、この部分につきまして財産処分を行うものでございます。

手続の方法としましては、公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認、こちらが文科省から通知が来ておりまして、この中で、国庫補助事業完了後10年を経過したものについては処分できるということで書いております。これに基づいて、処分のほうの手続を進めたと思います、

流れとしましては、財産処分手続ハンドブック、こちらのほうが同じく文科省から発行されておりますので、こちらのほうの財産処分の手続きをするものとなります。中塚小学校体育館の財産処分の今回の面積等は、お手元の資料A4判で、横書きの図面を2枚お配りしております。こちらのほうの下のほうですね、ミーティングルームと書いていまして赤く枠でくくっております、こちらの約59平米、こちらの面積の財産処分を行うものでございます。

その後の管理等につきましては、資料の2枚目、今度北浦小学校という図面がもう1枚ございまして、その右側のほうに同じく赤枠で68平米とあります。今現在、北浦小学校のほうでも放課後児童クラブとしてこちらのほうの財産処分を考えており、兼用で放課後児童クラブ

の運営をしております。それとほぼ同じように、管理のほうを子ども家庭課のほうで行いつつ、進めていくものとなっております。

説明は以上となります。

○教育長（大友義孝） 2つの学校の施設を使わせて、これ、何がどうなんですか、財産の何なるんですか。財産の取扱いというのはいいんだけども、結局財産の貸付けになるのか、何なのか。

○教育総務課主幹兼管理係長（阿部秀樹） このスペースにつきましては、貸付けとかですと一時的なものという置き換えになってしまうのは、その際は文科省で一時的なものというものの取り決めが1年未満の貸付け、それを継続されないもののみということとされておりまして、1年で一度契約を、申請を切って、また2年目に継続しますということが見込まれるものについては財産の取得をしなさいということが通達で来ておりましたので、今回から財産処分としております。

○教育長（大友義孝） 教育委員会側では財産の処分になるわけですか。

○教育総務課主幹兼管理係長（阿部秀樹） そうですね。教育財産から普通の59平米の部分を外すと。財産処分により外して、町長部局の子ども家庭課のほうの管理にすることです。

○教育長（大友義孝） 使い方はいいんじゃないかなと思うんですけども、ただ手続の関係で、処分なのか、財産の引継ぎなのか、その辺がちゃんとなっていれば、私はいいような気がするんですけども、委員の皆さんがいいかどうか。どうぞ。

○委員（後藤眞琴） これ学校の建物の一部ですよ。それを、これ、放課後児童預かりですよ、これ教育も関係しますよね。ただ預かって、置いておけばいいわけではないですよ。

○教育総務課主幹兼管理係長（阿部秀樹） そうですね。ただ、事業としまして放課後児童クラブという事業が子ども家庭課で行っている事業となりますので。

○委員（後藤眞琴） それは、美里町ではそうになっていますよね。連携を強くすれば、子ども家庭課と教育委員会の連携をすれば、これ当然教育と関係あるんですから、学校施設というのは教育施設ですよ。それをわざわざ面倒くさいことしなくて、文部科学省からの通知も、解釈する余地あるんじゃないですか。今、聞いた内容で分からないんですけども。何も移さなくていいんじゃないかと。

○教育長（大友義孝） 財産区分上だけの問題だと思うんですね。（「そうですね」の声あり）

○教育総務課主幹兼管理係長（阿部秀樹） そうですね。ただ、今回財産を分けるのだと、管理の区分って、そういうのがあるので、一度財産を申告しなさいというものになります。

- 教育長（大友義孝） 今、後藤委員が言われるのは、児童クラブであっても教育が関わるものだから、何も使い方だけの問題だからいいんじゃないのということだと思っんですね。多分ね。でも、行政財産上の手続としては必要だということなんでしょう、恐らく。なんです。
- 委員（後藤眞琴） 教育施設の学校、その中の一部をここに使う、それは大いに教育の部分も関係あります。たけど、美里町では子ども家庭課がこれはこの事業をしているから、移したほうがいいっていう解釈が成り立つかと思っんですけれども。当然教育も大いに関わっているんだから、この事業は、教育委員会と子ども家庭課がやるものだというようにしたら、何も移す必要はないんでないかって。
- 教育長（大友義孝） そうではないんじゃないかなと思っんです。私は。財産管理上はそういうふうにはいかないと思っんです。
- 教育総務課主幹兼管理係長（阿部秀樹） 教育財産と行政財産という枠組みで、建物は同じで当然、今おっしゃるような話になるんですけれども、一応、文科省としては財産処分という手続を取りなさいと。今回でいえばそうなります。
- 委員（後藤眞琴） これ、具体的に、この預かり保育の例も挙がっているんですが。文部科学省の通知では。
- 教育総務課主幹兼管理係長（阿部秀樹） そうですね、逆に、子ども家庭課だと厚労省になりますけれども、そちらからはそういう学校施設を積極的に使いなさいという通達も出ています。すみません、令和元年までにはその利用率を80%、放課後児童クラブの利用を80%を目標として学校施設を極力利用しなさいというものも来ているんですが、その中には一時的なものでもいいので、極力使うということになっているんですが、文科省側としては一時的というのは1年未満と限定している、それを超えるのであれば財産処分をして、行政財産に切り離しなさいとあります。
- 委員（後藤眞琴） そうやって使っていいですよってなるんですね。
- 教育総務課主幹兼管理係長（阿部秀樹） そうです。あと、教育財産として継続して放課後児童クラブに開放するということはできないんですね。学校の用途が違うということなんですけれども。当然、今回のものに関しては補助をもらって使っているということもあるんですけれども、
- 教育長（大友義孝） 要するに、ここのミーティングルームとかなにかが、今回外すということは、中埴小学校の体育館のところにあるミーティングルームだけでも、中埴小学校の教育活動でこのミーティングルームは使えないっていうことなんだよね。教育上からいうと。なん

です。児童クラブはいいよと。（「そんなふうになっているんですか」の声あり）併用はできないということだね。

○委員（佐藤キヨ） だけど、あれでしょう。見るときは、帰りはちゃんと鍵閉めたりは学校でしなきゃいけない。

○教育長（大友義孝） それはなくなってくると思うんです。

○委員（後藤眞琴） それじゃ、移しておいて、運用面ではいろいろな使い方ができると。

○教育長（大友義孝） 本当は、鍵から何から皆移さなきゃない。

○委員（佐藤キヨ） でも、多分、そういうので一部の設備は使える、ただし教員は見回りをちゃんとしなきゃいけないとか。小学校のときはそうでした。

○教育長（大友義孝） 今、うんと厳しいからね。鍵を持たせる部分もできなくなってきていて。

○委員（佐藤キヨ） 開放されていた学校の体育館で、ぼや騒ぎがあって。

○教育長（大友義孝） いろいろな理由がある。これ、いいっていうことになれば、教育財産の面積から落ちるっていうことだね。

○教育総務課主幹兼管理係長（阿部秀樹） この分は引かれます。

○教育長（大友義孝） あと、同一施設内で教育財産の建物、例えば簡単なことを言えば、この南郷庁舎の中で図書館のところにコンビニ入りますよといったときの扱いと、結局同じだから、それはちゃんといいのか悪いのか、明確にしていただければいいと。それはいいことになっているはずなんでね、手続だけちゃんと間違わないようにしてもらえれば、それはいい。

○委員（佐藤キヨ） 将来的に、6年生までに放課後児童クラブ、そこにつながるっていうことですか。

○教育長（大友義孝） ここは、佐藤委員にはまだ資料が行っていないと思うんですけれども、前に構想という部分で、児童クラブと児童館の関係の資料は頂戴しているんです。うちのほうで資料をつくっているんじゃないかと。

○委員（佐藤キヨ） 大体、ちらっとお話の間聞いて、今3年だか何年までのを6年までってこの間お話ししていましたよね、あそこにつながるのかなと。

○教育長（大友義孝） そうですね、その資料もお上げすればよかったですね。申し訳ありません。後ほどお上げしますので。

○委員（後藤眞琴） これ、この前説明聞いたんですけれども、5年以内に6年生までやるって。それを5年以内だからとこう書いてあるんだけど、5年以内にやればいいんだっていうよりももっと早くね、やるようにお願いをしたんですけれども、果たしてどうなるのか。

○教育長（大友義孝）　そういうことでした。よろしくご理解をいただきたいと思
います。

日程 第 2 1 意見交換会開催に向けての提案について

○教育長（大友義孝）　では次に、日程第 2 1、意見交換会開催に向けての提案について行いま
す。教育次長、何か説明ありますか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎）　じゃあ、私から説明をさせ
ていただきたいと思います。

　前回、15日にお話をいただいと、継続して協議というような話になっていたというところ
だと思います。それで、実は先日、まちづくり会議の代表がこちらの南郷庁舎に見えまして、
私がお話をお聞きしております。その内容につきましては、これまで議会との意見交換会、あ
とは町長との意見交換会をやっていたと。教育委員会については、これまでもお話しし
ているんだけど、コロナの関係でちょっとお断りいただいている状態だと。ただ、やはり
感染症対策をしっかりとった上で、ほかの会議もやられているというところもあるので、ぜひ
やってほしいと。それを、この定例会で、今日になりますけれども、ぜひ協議をいただいて実
施をするということにしてほしいというようなご要望をいただきまして、ということで。その
席で、私から、求められているのが教育委員4人とお話し合い、意見交換をしたいということ
ですが、教育委員会としてはそうではなく、教育委員会として、教育長も入れた中での意見交
換会だというようなお話をさせていただきまして、それについてはそれでもよいというお話を
いただいております。そういう中で、実際どういう対応をするかという
ようなところで、本日も協議いただければというようなところでございまして、あと、そのと
きに大分というお話があったのが、以前、平成24年ですか、学校教育環境審議会を立ち上
げて、そこに教育委員会から諮問をして答申をいただいて、その答申を教育委員会は尊重して
いないというお話ですね、審議会の意向が反映されていない、その後の施策ですね、そうい
うようなお話をいただいております。それを反映していないのは、これは法律違反なのだという
ようなお話、これは以前からいただいているお話だとは思いますが、そこが一番の論点だ
ということですね。そして、その反映していないのはどこの部分かと申しますと、南郷地域の
学校においては、小中一貫等の新しい形の学校を考えるというようなところで、これも前から

お話しいただいている部分だと思いますが、そのところを尊重していないというようなお話でございます。そのことも申し添えてということでございましたので、今回、それもお含みいただいた上で、どのような対応をするかというところをお決めいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○教育長（大友義孝） 毎回、いろいろと教育次長に聞いてもらったりとかですね、それから相手から言われたりということなんだけれども、やりますよ、必要なんだと思っていますよ、ただコロナ禍の中でやれていないんですということはずっとお話をしてきたわけですけども、これいつかはやらなきゃいけないと思う、ただ、教育長抜きでやるというのはいかがなものですかということで、その部分についてはいいですよというふうなお話をいただいた。であるならば、やる方向で考えていかざるを得ないし、コロナ禍の中でやるということはやっぱり人数制限をしたりとか、そういったことの必要性はあるだろうと思っています。ただ、その後は、内容の部分についていろいろと確認をしていただいて、誰が参加して、どういうふうなことを話をするのかなという部分の聞き取りをさせていただいたので、その部分についてご意見を頂戴するということになるかと思うんです。ただ、意見交換会とか住民懇談会とかいろいろなことを言っておりますけれども、意見の交換になるようにこちらからも意見というか、分からない点もあるし、その辺のところも、教育委員会からもそういったことも聞いてみたいという部分もありますからね。あとは、いつ、どういう形でやるか、タイミングじゃないのかなと思うんですけども、いかがですかね、後藤委員、やるということで。

○委員（後藤眞琴） 今度議会がありますよね。（「2日から20日過ぎくらいまでですね」の声あり）それ終わってからですよ。

○教育長（大友義孝） そうしていただくと、私らもすごくいいですけどもね。あとは、相手方が、町長と意見交換もしたということがあって、何人くらいで来られているのか、その辺も、同じような状況であるのがいいのかなとは思いますが、留守委員。

○委員（留守広行） はい、そのような方向で良いかと。

○教育長（大友義孝） いろいろな意見をお出しになっているんだと思いますけれども。もともと、先のこともご意見言っただけかと思っているんですけども。ですよ。

じゃあ、そういう形でタイミングを見ながら、議会終わってから何とかアクションというか、連絡を取り合っという形を思っているんですけども、そのようにしたいと思います。よろしくお願いたします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、議会後に開催す

る方向で調整を、まちづくり会議のほうと、それは私のほうで調整させていただきたいと思います。

- 教育長（大友義孝） これ、文書頂いていたので、文書で回答しなきゃなかったのかな。
- 教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） どうするかだと思います。
- 教育長（大友義孝） 文書でやるかどうかは確認させてもらって。
- 教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 相手が求めるかというところだと思います。
- 教育長（大友義孝） もし、まちづくり会議のほうでいいんだということをおっしゃれば。ただ、文書でいただいたのでどうなのかなということで、それらも確認しながらさせていただきたいと、それでいいですよ。
- 教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そうしますと、取りあえず議会がありますので、議会の会期中はちょっと対応できないというところもありますので、議会が終わった後に、日程をそれぞれ委員さんの日程も。あとはそのやり方なのですが、皆さんの日程を合わせてやるのか、一つはある程度日にちを決めて、参加できる方に来ていただくかですね、その辺もあると思いますが。
- 教育長（大友義孝） 相手の希望もあるんだろうと思いますが。
- 教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 希望日を聞きながら、あと、相手がどういうふうに望むかというところもあると思いますので。
- 委員（後藤眞琴） 教育委員会から参加できる方が必要だと思います。
- 教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 恐らく、意向としてはなるべく早くやってほしいと、今までもずっと来ていますので、議会後の早い段階で日程設定をさせていただいて、それで参加できる方が参加していただくというようなところで、よろしいでしょうか。いずれちょっと教育長には出ていただかなきゃないと思いますので、それにつきましては調整を。あと、参加いただける委員さん方というところで、調整をさせていただきたいと思います。
- 教育長（大友義孝） じゃあ、そのように進めさせていただきます。

その他

○教育長（大友義孝） それでは次に移ります。では、その他に入りますが、行事予定なんですが、それから定例会の開催日、行事予定ということで卒業式も同じ形になるかなと思うので全部一括してお話をさせていただきます。

3月の行事予定については、以上のような予定ということになっておりまして、まず一番最初に来るのが3月9日に町内の中学校卒業式がございます。3校とも同じ時間なものですから、別紙に案としまして中学校の卒業式に出席者の調整をさせていただいた案が示されています。それで、先ほどお話ししたところで、小牛田中学校には私が出席をいたします。それから、不動堂中学校には大森委員にお願いするということでもいいですね。あと、南郷中学校には留守委員に行ってくださいと。それから、3月16日の幼稚園ですが、こごた幼稚園に私が出席をし、ふどうどう幼稚園には大森委員に出席をいただく、それからなんごう幼稚園・保育園のほうには佐藤委員にお願いしたいと思います。それから、小学校の卒業式は全部19日になります。それで、委員4人と教育長入れても足りないので、教育次長にも1つお願いしたいと思っております。ここに示されている中で、大森委員が不動堂小学校でしたっけ、いいですか。

○委員（大森真智子） このままでも大丈夫です。北浦小学校でも。卒業式ですよ、卒業式は大丈夫です。

○教育長（大友義孝） それで、この後藤委員が青生小学校になっているんですけども、ここをできれば教育次長とチェンジしていただければいいのかなと。いかがでしょうか。中塚小学校に後藤委員に行ってください、教育次長には青生小学校に行ってもらおうと。

○委員（後藤眞琴） そうしていただければありがたいです。僕、移動手段がないものですから。

○教育長（大友義孝） そのほかは大丈夫でしょうか、委員の皆さん。一応、ローテーションを組みながらさせていただいたので、どうぞご協力をお願いします。

そこで、教育委員は出席を必ず1名はするというので、教育委員会からのお祝いのメッセージを今年も保護者を通じて差し上げたいと思っております。これまで、お祝いの言葉を壇上で述べていたんですけども、それをお祝いのメッセージに変えるということなので、式に参列していただくということになります。ただ、町長部局のほうでお願いしておりますのは、学校の設置者、地方公共団体の関係からすると、やっぱり町長、副町長に出席していただいているかどうかということでお願いをしたところ、町長部局のほうでは中学校については3校なので出席していただくようになりました。町長が出席するところのみ町長が壇上でお祝いを言っていただくと。それ以外の2校についてはメッセージで対応させていただくと、そういう形になります。それから、幼稚園のほうは、これも議会の開会中なものですからなかなか出

席ができないのかなと。小学校の部分につきましては、できる限り中学校と同じような形で出席していただくように今お願い申し上げているというところでございます。

そこで、なかなか議会の開会中ということは、出席に当たって議会を休会していただいている出席ということにもなってきますので、ちょっとその辺の調整を議会と詰めながらさせていただくということになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員（後藤眞琴） やっぱり、人数が多くなると先生方もコロナ対策で大変だと思いますので、できるだけ少なくして、出席者をね、それであと時間を短くして。あくまでも、卒業式とか入学式っていうのは本人と保護者が中心だろうと、あと先生方ね。よろしくお願ひします。

○教育長（大友義孝） 分かりました。十分、その辺は気をつけて式を行うように、改めて、来週月曜日に校長先生方との面談がありますので、伝えていきたいと思ひます。では、卒業式をよろしくお願ひします。

それと、3月の教育委員会の定例会なのですが、議会が終わるのが恐らく22日当たりかなと思ひているんです。25日か26日なのかなと思ひているんですけれども、ご都合が25日、26日。希望は事務局のほうではどっちでも大丈夫。佐藤委員は。

○委員（佐藤キヨ） 25日の午後は、木曜日の午後はいつも太極拳をやっているんですよ、実は。その日、何年かやっていてこの日でやめる方がいるので、25日の午後はそっちに行きたいと思ひています。それから、26日の午前中は歯医者予約で、これをキャンセルすると1か月とか延びちゃうので、すみませんが。

○教育長（大友義孝） 26日の午後、いかがですか。（「それは大丈夫です」の声あり）大森委員、どうですか。（「大丈夫です」の声あり）

じゃあ、26日の1時30分ということで、場所はまだ多分コロナ対策をしなきゃいけないので、この場所になると思ひますので、ぜひ、じゃあ26日お願ひいたします。

それでは、もう一つ資料が配られている……、（「すみません、追加でもう一つ」の声あり）

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、まず、私本当は、3月会議のときにお話ししなければならなかったのですが、ちょっと忘れてしまひまして。お手元に、今日お配りしたのですが、令和2年度美里町議会3月会議ということで、これ一般質問いただいております、10名の議員の方から一般質問が出ているというところでございます。それで、この中で教育委員会に関する部分が、平吹俊雄議員、あとは鈴木宏通議員、手島牧世議員、佐野善弘議員、あとは一つ飛びまして、前原吉宏議員、あとは福田淑子議員、あとは一番最後の村松秀雄議員ということで7名の方からご質問をいただいているというところで

ございます。

まず、平吹議員につきましては、下に3ページとなっているところを見ていただきたいのですが、これの真ん中よりちょっと上のところに、8) 新中学校開校準備委員会の内容はどうご質問をいただいております。これが平吹議員のということでございまして。

続きまして、鈴木宏通議員ですね、1ページ目、めくっていただいて、鈴木宏通議員の部分でございしますが、3つ大きく出ておりますが、3つ目のESD教育についてということで質問をいただいております。具体的には、鈴木宏通議員の4ページ目ですね、大きな3番としてESD教育についてということで5つほど質問をいただいているというところでございます。

あと、手島牧世議員につきましては、めくっていただいて、まず1番目の令和3年度の施政方針についてというようなところの、手島議員の2枚目ですね、2ページ目、学校給食の提供についてというところと、3ページ目、社会教育についてというところと、4ページ目の新中学校整備についてというようなところで質問いただいております。

あと、続きまして佐野善弘議員につきましては、大きな1番目の新中学校整備についてというところでご質問いただいております、佐野議員の2ページから3ページにかけてましてご質問をいただいているというところでございます。

続きまして、柳田議員は教育委員会に対する質問はございませんでした。

続きまして、前原議員の部分でございます。前原議員の、2番目の新中学校整備等事業についてということで、前原議員の2ページ目に質問をいただいているのですが、これは町長部局で対応するというので、建設課でこれは対応していくということで、あと何か中身で教育委員会に関わる部分が出ればこちらのほうでもということになると思いますが、基本的には町長部局で対応ということにしているところでございます。

続きまして、福田淑子議員につきましては、大きな2番目、少人数学級についてというようなところで質問をいただいているというところでございます。失礼いたしました、1番の令和3年度予算の考え方についてというところの福田議員の2ページ目ですね、ここの中に3)が下のほうにございまして、中学校給食調理施設運営についてというようなところの質問、あとは大きな2番目の少人数学級ですね、これが3ページ目のほうでございます。この質問をいただいていると。

あとは、その続きの藤田議員については、教育委員会の部分はなく、山岸議員についても教育委員会の部分はありません。

あとは、一番最後、村松秀雄議員でございますが、村松秀雄議員の大きな3つ目の新中学校

整備についてというところの設問がございまして、この中の5ページ目の新中学校整備についてというところの(4)の質問と(5)の質問につきましては教育委員会のほうで対応と。その上の部分につきましては、1から3までの部分につきましては町長部局で答えるというようなことで今調整をしております、それで今、答弁書の案をつくって、本日の午前中に調整を行ってきておりました、その修正がありますのでその修正を加えて、案をちょっと修正をいたしまして、月曜日に最終的な答弁調整というものを行って議会に臨むというようなところで進めているというところでございます。

まず、一つ、以上でございます。

○教育長(大友義孝) ありがとうございます。このような質問を受けているということでございますので、じっくりとお読みいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

これは、教育委員会で協議していないものはこれから協議するとか、答えられないものについては、出てくると思っておりますので、それはそれとして、そういうふうにさせていただきます。

よろしいでしょうか。あと、お気づきの点があったら連絡ください。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長(佐藤功太郎) すみません、時間も大分押している中、これだけちょっとご協議をいただきたい、ちょっと急なお話なのですが、先ほどお配りしたものでございます。

これは、今年に入ってから民間事業者からの提案をいただく制度というものを町長部局で作りまして、民間の発想でいろいろな提案をいただいて、それに対していいものについては採用していくというようなところで制度を設けまして、それに基づいて、国際航業株式会社というところから提案書、これは町長宛てに出しております。まず、企画財政課が窓口になっておりますので、そこに出したものであるということでございます。

内容につきましては、美里町小学校対象にした再エネ、省エネの取組についてのご提案ということでございまして、どういう分野に関わるかということで、教育環境の充実と人材育成に関すること、あとは子育て環境の整備に関すること、その他町の施策の推進に関すること、これに該当するのではないかというような提案でございます。

その裏面でございます、1と下に書いておりますけれども。

提案の内容をお話をしますと、まずは貴町の置かれている状況というのがございまして、町でこれまでいろいろと取組を行ってきているというようなところで、国際航業でもいろいろと関わってきているところがございましてけれども、再エネ、省エネの取組をやはり美里町でも取り組んでいくと。あと、教育委員会の取組ということで、今後ESDを推進することを打ち出

しておいて、新中学校をE S Dの推進拠点としてユネスコスクールに加盟することを目指している、これは町の考えを書いていると。それで、提案の内容でございますけれども、やはり再生可能エネルギーへのシフトが必要があるであろうと。あとは、美里の町内で使用するエネルギー量を極力減らす省エネの考え方も重要なのではないかと。そして、財政状況を踏まえて、民間企業の資金やノウハウを活用した提案が必要なのではないかと。こういう方向性の下で案をいただいているということでございます。

提案内容につきましては、町内6つの学校に対して、照明のLED化を行う、これはリース事業ですね。今まだLEDになっていないので、それをLEDに切り替えてはどうだと、それをリース事業としてですね。まず、それが一つと、もう一つが新電力への切替えということで、この国際航業では新電力もやっているということですので、現在の価格よりも安く提供できるのではないかとというようなところ。あとは、もう一つがP P A事業と、聞き慣れない言葉があるのですが、下の米印の2番目に書いてございますけれども、屋根とか駐車場とかそういうところに太陽光発電施設を無償で設置して、発電した電力のうち消費した量に応じて電気代を支払う仕組みということで、こういうものを入れてはどうかと。学校の屋上なり、空いているスペース等々に太陽光パネルを設置して、それを自家消費するという部分ですね。これは、災害時にもそういうところで力を発揮するのではないかと。災害の視点から、あとはCO₂の削減ですね、これに大きく寄与するのではないかと、自然エネルギーの発電ということでですね、そういう提案。そしてもう一つが、裏面、2ページになりますけれども、今私が申し上げたのが、この表にあります照明リース事業というところと、2つ目が新電力への切替え、3つ目がP P A事業、4つ目が環境教育ということで、E S Dの実践の一つとして弊社が環境教育の講師として出前授業を実施。これはこれまでも行っている実績があるようでして、裏面、3ページに、ちょっと見づらいのですが、写真を載せておまして、今だとデジタル地球儀というのがあって、例えば温度ですね、今の現在の地表面の温度とか、それがどこがどういうふうになっていてとかそういうシミュレーションができたりとか、あとは例えば洪水のシミュレーションとか、いろいろなことができるようなものらしいのですが、私も詳しく分からないのですが、そういうものを使いながら、子供たちに環境に対する授業を行うと、これもセットということですね。この4つの事業をセットして提案ということでございます。

私としては非常に、なかなか役所が出る発想ではないなというようなところで、民間ならではの発想だなと考えているところでございますが、その下に、事業効果ということがございまして、まずLEDリースをやると、ちょっと見づらい表で恐縮なのですが、まず必要経費とい

うところがありまして、10年間のリースだと、10年後は無償譲渡という形になるのですが、合計の欄を見ていただきたいのですが、年間リース料金が374万9,000円かかりますと。それに対して、LEDに切り替えることで削減効果が得られるということをございまして、電気使用量とか基本料金とか、あとランプの交換をしなくてもいいということもありまして、削減効果が360万1,000円あるということをございまして、多少の持ち出しは出るけれども、14万8,000円ですね、この費用でリースをすることができるというような提案でございまして。

2つ目が、新電力への切替えということで、現在の料金をちょっとうちのほうでも提供いたしまして、それを基に新電力に切り替えた場合の試算ということで算出すると、年間37万円程度削減できるという試算をしているところをございまして。

それで、3つ目がPPA事業、屋根なり空きスペースを活用した太陽光発電というところを考えますと、まず必要経費として273万4,000円、合計の部分ですね、かかるということをございしますが、削減効果、これ電気購入量の削減があるというところで、自家消費するということもございまして、それが239万5,000円になるのではないかとこのところをございまして、削減効果が、これはちょっと手出しが33万9,000円にはなるけれども、それくらいのものでできると。

これを組み合わせることによって、新電力でまず37万円を減らすことができるので、トータルで見ると10万円程度のプラスの費用でこの事業に取り組むことができると。こういう事業に取り組んではいかがかというようなご提案でございまして。

それで、事務局としてちょっと懸念している点が2点ございまして、1点目はこの事業期間が10年間、リース事業でございまして、10年間の事業といったときに小学校をそのまま10年間今後存続していくという前提に立てばよろしいのですが、それに例えば途中で再編があるとか、そういうことになりましたと、そこで打ち切りになりますので、当然違約金というのが出てくると。例えば、その有効活用といってもなかなかすぐ有効活用できるかというの也不一样なもので、その使わなくなったときの手当が当然必要になってくる、どうするのかと。そういうことを考えた場合、施設によってはちょっと取組が難しいことが予想されるとか、そういうこともあるのではないかとこの1点です。それで、もう一つが、このPPA事業、この事業につきましては、ここにも書いてあるのですが、国の補助事業を活用すると。これは、事業者に対しての補助なんですね。ですので、この国際航業に対してのそういうことへ取り組む事業に対しての補助なので、それを認めてもらえることが条件だと、環境省にですね。それ

が、補助金が取れることを前提とした仕組みになっておりますので、それを申請して取れるかというようなどころもあるというところでございます。

それで、何でこんな時間も押している中お願いしたかという、国際航業の要望としては3月から募集が始まるらしいんですね、環境省の。そして、それになるべく早くエントリーしたいんだと。第1次、第2次、第3次ということで、多分募集があるのではないかというのですが、ちょっとまだはっきりとしない部分があるので、なるべく早くキャッチして申請を出していきたいんだということがありますので、今日方向性をちょっと、当日お出ししてすぐというのは本当に恐縮なのですが、まずは取組についてどう考えるかという部分と、もし取り組む場合については全体で取り組むのか、それとも難しいのではないかとか、その辺お話をさせていただいてと。それを基に、内容の変更、例えば各中学校区で取り組むとか、モデルケース的にやってみるとかというところももしかするとあるのかなと思うのですが、そういうところも含めてやるとなると、もう一回業者側でこの提案内容を見直すということが出てきますので、そこら辺も含めて、時間がない中ばたばたこういうお願いをして申し訳ないのですが、ご協議いただければというところでございます。よろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） 話、受けたけれども、協議になるのかな。今の話で。大変教育次長さんは苦しい立場に置かれたようだけれどもね。

まずもって、今のこの内容の説明をいただいたんだけど、教育委員会に関する部分からいうと、環境教育のところなんだよね。この部分については、すごくいいんじゃないかなと思うんだけど。これ、照明器具のリースとかそういったことを考える部分について、教育委員会で全てを決められるものではないと思うんですよ。管理している町当局の、例えば防災管財課とか、それから首長がどう思うとかということに関係しているんじゃないかと思うのね。教育に関しては、物すごくこれはいいんじゃないかなと思うんだけど。あとは、リース事業だとかなんとかって、電力の切替えだっていうのは、教育委員会の範疇を超えるんじゃないかと、実際は。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 私は、まず、先日これの審査会議がありまして、その中で私のほうでお話したのは、まず教育委員会にも説明を全然していないので、教育委員会でご説明をしなければならぬと。そして、ご意見をお聞きしなければならぬというところをお話ししまして、その会議の中では、教育委員会の意見も踏まえて内容の修正があれば内容を修正して、あちらですね、こちらの意見を踏まえて、修正があればですけども、そして町長部局は町長部局で審査をして、それに取り組む、取り組まないと

いうのを判断するというようなところなのかなと。例えば、教育委員会でいや、そんなことはやめたほうがいいんじゃないかとかですね、そういうことがあれば、こういう理由でちょっと教育委員会としては賛同できないとなれば最初からもう不採択ということになりますでしょうし、いいとなればあと進んでいくというようになるところになると思うんですね。

○教育長（大友義孝） これ、いつまで決めなきゃいけないの。今日決めるの。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 今日、ある程度、先ほど私が申し上げた、急なんですけれども、全体的に取り組めるのかですね、例えば6校全て10年間リース事業をやるのかといったときに、やると、いやちょっとそれは10年間になると再編が出るのではないかと。

○教育長（大友義孝） でも、5年でいいとか6年でいいという話にはならないよね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 10年以下は、短くはできないと。結局、単価が上がるんですね。半分にすれば倍になるということなんですね。

○教育長（大友義孝） んで、できねっちゃ。簡単に言うと。

○委員（後藤眞琴） ただ、今小学校6校ありますよね、そのうち（「モデル事業で」の声あり）そのうち10年の間に何かあるかもしれない、その辺のところなんか聞いて、できるのかどうか。全部6校やらなきゃならないのかどうかね。それから、僕数字に弱いので、本当にこれメリットが、町の負担にならないのかとか、その辺はきちっとですね。

○教育長（大友義孝） そう思うんですよ。町の負担に本当にならないのかって。かつての苦い経験もあるわけだから、それをうのみにしていいのかなって、慎重姿勢でやっていかなきゃないんでないのかなって思うんです。ただ、教育委員会として言えることは、この環境教育の展開という部分に関して、やっぱり進めていって、子供たちにこういった教育をちゃんとしてあげたいというところはあるので、大いにこういったところは賛成するけれども、ものがあつての、事業展開しての話なものだからね。それを考えたときに、果たしてプラスとなるのかなと思ったり。後藤委員が言われるように、モデル地域、学校というものあるんだけど、近い将来になるか、小学校の統廃合という部分についてもこういうふうなことで書かれているところもあったから、それはまだ全然議論されていない部分の中で、モデルの学校をどこにするとかって絞り切れるのかなって。それも懸案事項になってくる。なかなか、モデル校というのは1校とか2校とかっていう話なのかな。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それも、決め様だと思うんですけども、まず、南郷小学校については10年というのは当然残っていくのかなと。

○教育長（大友義孝） それだって、10年というの、今は南郷小学校は残すんだよということ
は言っているけれども、近い将来、保護者さんたちがそれをもう一回考えてよとかって、ない
とも言い切れないわけですよ。多分、ないだろうとは思いますが。そいったことも視
野に入れて考えてくださいよというのを、もし教育委員会に言われたときは考えていかざるを
得ない。だから10年も先のことという部分は、なかなか見通しが利くものとそうでないもの
があるんだろうなと。例えば、今録音残っているけれども、石巻市の例だと各旧町単位に学校
を残していくということを言われてきたんだけど、今もうそういうふうな状況ではないと
いうことで、途中から修正をしていると聞いているし、栗原地域だって同じ現象もあるようだ
し、だからそいったことを考えると、なかなか小学校6校を全部とか、モデル地区にしても
ですね、相当難しいかなって私は思うんです。具体的な、今お話し申し上げたんだけど。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） まず、教育委員会としては
可能な限り小学校については残す、これをずっと言ってきたらと思うんですね。それで、
可能な限り残すと。その先の議論はまだしていないとは思いますが。もし、そういうことが
考えられるのであれば、ちょっと話は違いますけれどもね、しっかりとそれに取り組んでいく
というか、必要性が出てくるのかなと。当然、未来のことなので、10年というスパンで考え
るとなかなか読めない部分があるのかなと思いますので、そういうことであれば、例えばこれ
については教育委員会としてはそういうことを踏まえるとなかなかこれにいいということもで
きないと。

○教育長（大友義孝） いいも悪いもできないということですよ。いいっていいことも言えないし、
悪いっていいことも言えないんじゃないかなって思うのね。俺は難しいなと思っています。

○委員（佐藤キヨ） 21年1月1日より、水銀灯の製造、輸入、輸出が全て禁止になるって書
いてありますよね。そうすると、今体育館の水銀灯とか結構使われているところがありますよ
ね、教室は使われていないけれども。そうすると、どういうふうになるのかなって。体育館。
それから、例えば、体育館の水銀灯の値段とかも結構高いとは思いますが、取り替え
るのも大変ですよ。こっちと値段がどうなのかなって分からないですけどもね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 一応このリース料、そうで
すね、取り替える費用との比較とかですね。（「今の値段と」の声あり）いずれ切り替えない
と駄目だということなんでしょうけれども。（「それはそうなんじゃないかな。そこが分からな
い」の声あり）要は、今、輸入、輸出はできないので、製造もできないので、今ある部分は替
えられるということであれば、当面、例えば5年なり10年大丈夫であろうというふうになる

可能性もありますしね。それは町での考え方。

○教育長（大友義孝） だから、町での考え方になっちゃうのです。

○委員（佐藤キヨ） あと、例えばほかのメーカーが、こういうの参入じゃないけれども、可能性があるから、そのように言っているのもあるのかなと思います。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） これですね、個別にやっているところはほかにもあるんですね、事業者として。ただ、これをセットで提案というのが今までなかったということで。あと、こういう施設を例えば電力のコストを落とすとか、あとこういう施設を設けてCO₂を減らすとか、そういうものを含めてセットとして、子供にも教育していくというところを狙っているということだとは思うんですけども。だから、単発でやるのであれば、単発でやれないこともないということだと思うんですけども。ただ、提案受けたから、個別に全部やりますよという形にはちょっとなるのか、著作権とかですね、提案した内容の利活用の問題というんですかね、そういうのもあると思うんです。

○教育長（大友義孝） 教育委員会の意見を言ってやらなきゃいけないというのは、いいか悪いか、悪い場合というのは想定していないと思うんですけども、何かこうじゃなくてこういうふうなものって、全部6校やるんじゃなくて半分やろうとか、そういうところを意見として欲しいということなのですか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そうですね、その会議の中でも出たんですけども、なかなか全部取り組むというのは難しいのではないかと。例えば、ここでいう新電力に切り替えるというのは、これはできると思うんですね。これ、10年間という縛りがないので、この新電力の切替えについてはですね。取りあえず3年というような話になりますので。新電力の切替えはできるけれども、ただ、施設を設置するとかとなると、全部というのはなかなか難しいのではないかと。なので、いろいろ出たのですが、各中学校区で1校ずつとか、モデルというか、設置モデルみたいな形で選定してはどうだと。ただ、そのときに、じゃあどこにするんだと。例えば、南郷は南郷小学校なので、不動堂は不動堂小学校、例えば小牛田地域については小牛田小学校とかですね、そういう話は出ましたけれども。そういう形で実施してはいいんじゃないかと。

○教育長（大友義孝） それも決め難い話ですね。

○委員（後藤眞琴） これ、町は、ここにあるとおりゼロカーボンシティ、この辺では政府が力を入れてますよね。その補助もどれくらい出るのか、そういうことも考えて、教育委員会ではこういう難点がありますということぐらいしか示せないんじゃないですかね、いい悪いじ

やなくね。こうしたら、こういう難点がありますという。これ、ちゃんと見ていないんですけども、これ全部やらなくても、ここの部分はやってくださいとか、一部採択みたいなのはできるんですか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それは、どういう形にするのか、採択というのと一部採択というのと不採択、この3つの判断をするということなので、この中のこの部分は採択しますというやり方はできるということだと思います。

○委員（後藤眞琴） それじゃあ、さっきから教育長がおっしゃっている環境教育の展開、これは子供達にとって、LEDとかは、判断は難し過ぎます。

○教育長（大友義孝） いずれにしても、この教育委員会の意見に委ねるということではないんでしょう。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 委ねるということではないですね。ただ、教育委員会で例えば反対したとかですね、うまくないっていうのであれば、それは当然それを聞いてやらなければならないですね。

○教育長（大友義孝） さっき言ったのは、だから、反対もできないし賛成もできないという。賛成できる部分については、環境教育の部分は賛成できると。あとの部分については、なかなか判断つかないから回答はできないということだと私は思うんです。

それと、環境教育の部分に関しても、例えばさっき教育次長が言われたように、中学校区単位の1校ずつの小学校に例えばやったとする、そうするとその学校だけしか環境教育というのはしてもらえないのかどうかですね。例えば、小牛田中学校区だと中塚もあるし、北浦もある。小牛田小学校に設置したとしてね。中塚とか北浦はその教育を受けられないのかっていうことがちょっと見えませんしね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それは、企業に言っていないので、これセットでの提案で来ていますので（「そうか」の声あり）こうなったらどうだ、あんなだったらどうだという話はしていないので。ただ、こちらのほうから、例えばこういうふうにモデル的に取り組むけれども、環境の教育は全てにやってくれということも要望としてはできるのではないかなと。当然、設置したところだけやるという話にはならないのではないかなと。こちらからすればですね。（「なるほどね、そうだよね」の声あり）それは多分、言っただけで初めてあちらのほうでも、じゃあそれでも大丈夫だとか、それじゃあちょっとだとかあるのではないかと思います。

○教育長（大友義孝） デジタル地球儀というのは、これからICT教育の中で入っているから、

画面上は先生たちが教えているんですよね。デジタル地球儀、画面上で、そういったこともこの企業さんはやってくれますよということを言っているから、ダブルでなおさらいいなと思ったんだけどね。こういう提案は物すごく、あと現物を見ながらの何か指導とかもあるようだね。（「そういうの、あると思いますね」の声あり）物すごく、こういうふうなことというのはやろうと思ってもなかなかできないところもあるから。本当に、環境教育の展開の部分については大いに賛成できるけれどもな。

次長としては、教育委員会では今出たような話しか伝達しようがないよね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎）　そうですね。あとは、先ほど言ったような、ほかの部分ですかね、その部分については当然町長部局の考えもあると思いますので。ただ、町長が打ち出している、先ほどのゼロカーボンシティ宣言とか、2050年のカーボンニュートラルとかですね、そういうところをにらんでいくと、あと町長は原発に対しても反対ということで自然エネルギーへの転換ということをおっしゃっていますので、取組としては非常に合っているのではないかなと、町長部局でもそういう部分はいいんではないかなと思っていると思うのですが、やはり10年間確実にあるというものであれば、学校として使うということであればなんですが、ちょっとそれはなかなか分からない、誰も分からないんではないかなと思います。

○教育長（大友義孝）　想定できないしね。だから、さっき言ったように、小学校の6校全部やっても、今言われるように10年間のうちにどうなっていくかということの考えもまだ分からない。だから、教育委員会の権限を越えた意見を求められても困るなというところがあるのね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎）　10年間やるといったときに、途中で、例えば学校じゃなくなるとなった場合ですね。その残期間分どう使うか。町で面倒見ればいいんでしょうけれども、何かで使えればですね、違った用途に使用して10年間は公的に使っていくんだというような考えの下、例えばやるとかですね、そういうこともある、公共施設として。（「それならあるかもしれないね」の声あり）というところなので。これも、いろいろ考えなきゃならないところがあると。

○教育長（大友義孝）　だから小牛田中区の中で3校ある中で、さっきモデルにして小牛田小学校にこれをやりました、中塚小学校と北浦小学校には設置しない、モデルだからね、していなかったんですけどいったときに、じゃあ最終的にいろいろな議論、10年後だか15年後だか分からないけれども、そのときにいざ北浦小学校の校舎を使って統合しますよなんて話が出てきたときに、じゃあ小牛田小学校で設置したのは一体なんだったのと、その校舎を、さっき言

ったように何かの公共施設として使うのといったそういった見通しも何もできないですよ、今の時点ではね。だから、ちょっと考えが、その10年縛りというの、なかなか難しいんだなと。

○委員（佐藤キヨ） 中学校なら、中学校ができてからっていうなら、10年いいですよっていえますけれどもね。それを条件に環境教育を言えばですね。

○教育長（大友義孝） すごく内容が、教育委員会でこれから考えていかなきゃいけないことが、もう凝縮されての状況だなと思うから、委員会の会議の議論が追いついていかないような気がするんだけどね。

○委員（後藤眞琴） 結論を出すのは難しいです。こういう意見があったということで。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 恐らくこれ、本当に議論しても対応はできないんでないかと、これでいいというですね。これは非常に難しい問題なので。ちょっと、今日のご意見を報告して。それでどうするか、町長部局としてどう捉えるか。

○教育長（大友義孝） 単体の建物だけを取ってやるっていうんだったらね、まだ考えもあるかもしれないけれどもね。

申し訳ないけれども、教育次長、その旨審査会ですか、その中で報告していただいて、協議をしていただきたいと。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） あと、その中でまた何か出て、教育委員会でちょっとこれを確認してほしいとか、そういうことが出れば、ちょっとまたご相談というか、させていたただくと。（「よろしくお願いします」の声あり）

○教育長（大友義孝） もう一点ですね、ちょっと申し訳ないんですけども、さっきの指定校の変更の資料一番右側にある申請学校というのがあるんですけども、ちょっと誤っていたところがあったので。

○教育総務課主事（青山裕也） 私から、本日報告第56号 指定校の変更について、ちょっと訂正があったということでございましたので、報告させていただきます。

訂正箇所につきましては、2番の生徒様に関する情報の申請学校の部分でございます。元の資料につきましては、小牛田小学校とございました、正しくは南郷小学校が記載として正しいものでありましたので、そちらに訂正とさせていただきます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） 小牛田小学校ではなく、南郷小学校だったということでよろしくお願いたします。

大分長くなってしまいました。申し訳ございませんでした。

以上をもって本日の日程は全部終了したところでございます。

これをもって、令和3年2月教育委員会定例会を閉会させていただきたいと思っております。

今後とも、佐藤委員には、このような時間で終わるケースも多々多いことではありますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。本日は大変お疲れさまでございました。

午後6時25分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和3年3月26日

署名委員

署名委員
